

出席議員（18名）

1番	森 裕 樹 君	2番	加 藤 滋 君
3番	安 藤 義 憲 君	4番	平 間 幸 弘 君
5番	桜 場 政 行 君	6番	吉 田 和 夫 君
7番	秋 本 好 則 君	8番	斎 藤 義 勝 君
9番	平 間 奈 緒 美 君	10番	佐々木 裕 子 君
11番	安 部 俊 三 君	12番	森 淑 子 君
13番	広 沢 真 君	14番	有 賀 光 子 君
15番	舟 山 彰 君	16番	白 内 恵 美 子 君
17番	水 戸 義 裕 君	18番	高 橋 たい子 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	水 戸 敏 見 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	相 原 光 男 君
総 務 課 長 併 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 芳 君
ま ち づ くり 政 策 課 長	平 間 雅 博 君
財 政 課 長	鈴 木 俊 昭 君
税 務 課 長	水 上 祐 治 君
町 民 環 境 課 長	安 彦 秀 昭 君
健 康 推 進 課 長	佐 藤 浩 美 君
子 ども 家 庭 課 長	水 戸 浩 幸 君
農 政 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	瀬 戸 諭 君

商工観光課長	齋藤英泰	君
都市建設課長	水戸英義	君
上下水道課長	曲竹浩三	君
槻木事務所長	齋藤良美	君
福祉課課長補佐	真嶋朱美	君

教育委員会部局

教 育 長	船迫邦則	君
教育総務課長	森 浩	君
生涯学習課長	藤原政志	君
スポーツ振興課長	石上幸弘	君

その他の部局

代表監査委員	大宮正博	君
--------	------	---

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真 一
主 査	佐 山 亨

---

議 事 日 程 (第3号)

平成30年6月6日(水曜日) 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 森 裕 樹 議員
- (2) 有 賀 光 子 議員
- (3) 広 沢 真 議員
- (4) 安 藤 義 憲 議員
- (5) 佐々木 裕 子 議員
- (6) 水 戸 義 裕 議員

第 3 選挙第1号 柴田町選挙管理委員及び補充員の選挙について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において15番舟山彰君、16番白内恵美子さんを指名いたします。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

1番森裕樹君、質問席において質問してください。

〔1番 森 裕樹君 登壇〕

○1番（森 裕樹君） おはようございます。

1番森裕樹です。大綱1問、質問させていただきます。

**食物アレルギーを持つ児童生徒への学校の対応は。**

文部科学省の「学校生活における健康管理に関する調査」によると、近年、児童生徒を取り巻く生活環境の変化や疾病構造の変化などに伴い、児童生徒のアレルギー疾患有病率は年々増加傾向にあります。アレルギー疾患には、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎、気管支ぜんそく、食物アレルギーなど多様な疾患があります。その中でも、食物アレルギーは問題となる特定の食品、アレルゲンを摂取することによって、皮膚、呼吸器、消化器あるいは全身にアレルギー反応が生じることです。場合によっては、アナフィラキシーショックという重度のアレルギー症状を引き起こすこともあり、生命にかかわる状況に陥るときも

あります。

平成24年12月、東京都調布市で、食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が発生しました。初期対応の段階でエピペンを使用していれば、痛ましい事故を防げたのではないかという検証結果が出されています。

文部科学省では、平成25年に「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成26年に報告書を取りまとめました。その報告書では、平成20年に作成された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づく対応の徹底が必要不可欠であると改めて確認されております。

そこで伺います。

- 1) 本町の小中学校における児童生徒のアレルギー罹患者数は。
- 2) 本町の小中学校の児童生徒でエピペンを所持している人数は。
- 3) 各学校のアレルギー対応委員会の設置状況は。

以上、質問させていただきます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 森裕樹議員の大綱1問、食物アレルギーへの対応についてお答えします。

3点ございましたが、関連しますので一括してお答えします。

鶏卵や牛乳などの乳製品、エビなどの甲殻類による食物アレルギーを有する児童生徒は、小中学校では94名、中学校では48名で、合計142名となります。

そのうち、食物アレルギーを引き起こす原因物質により、極めて短い時間に全身性のアレルギー症状が出るアナフィラキシーのショックを防ぐための自己注射薬エピペンを所持しているのは4名です。

食物アレルギーへの対応につきましては、学校給食センターでは給食担当者会を開催し、町内小中学校の給食担当者が食物アレルギーへの対応の手順などについて協議を行い、具体的な対応や取り組みについて共通理解を図っております。

また、町内の小中学校では、アレルギー対応委員会の名称での設置はしていませんが、全ての学校で年度初めに食物アレルギーを含めた保健調査を行い、全ての教職員が、配慮を要する児童生徒を把握し、どの教職員も迅速かつ適切に対応することができるよう、職員会議などで情報共有と共通理解を図っております。

なお、特別な対応を必要とする児童生徒がいる場合には、保護者と連絡を密にして、学校生活上の配慮点などについて確認の上、対応しております。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 森裕樹君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ご答弁ありがとうございます。

先ほどの質問の中で、各学校のアレルギー対応委員会の設置状況はというところでご回答いただきましたが、平成29年5月1日現在の、宮城県教育委員会の調査というものがございまして、アレルギー対応に対する状況というものが各町ごと出されております。

柴田町に関してなんですけれども、これは平成29年5月なので、去年の情報なので多少の誤差はあるかと思うんですけれども、「マニュアルの整備あり」となっているところが本町では4校ということになっております。その中で、「校内研修の実施」というところも3校。食物アレルギーの数が、この時点では137名。今は142名となっているということなんですけど、この「マニュアルの整備あり」となっているところは4校となっていますが、今は全校でそのマニュアル化というものは進んでいる状況なんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） マニュアルの作成についてですが、危機管理マニュアルということで、食物アレルギーによってアナフィラキシーショックが起きた場合の手順そのものを定めたマニュアルをつくられている学校が、今、言われた調査での学校になっておりますので、まだ全部、アナフィラキシーショックに対する対応マニュアルが危機管理マニュアルとして整備されていない学校もあるようですので、そちらは指導していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ご答弁によりますと、まだ整備されていない学校というか、マニュアル化されていない学校がまだちょっとあるという状況だということなので、そちらはやっていくという方向で考えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 学校で、紙ベースでのマニュアルということで整備はされておりませんが、今、答弁で申し上げたとおり、年度当初に教職員全てにおいて共通認識を持って対応していくということでは会議等で話し合われておりますので、それを紙ベースで、いつ、誰が見られる状態ということでは整備していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。

そのマニュアルというものを作成していく。学校全体でアレルギーの児童生徒に対応していくという流れの中ですが、参考になる資料というものが出されているんです。文部科学省から出されておりまして、「学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方」というものが出されています。その中身を見ますと、大きく3つの柱というものがあるかと思います。

まずは1つ目、「アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有」という部分なんですけれども、今の段階で整備されている学校でですか、これに対応はきちっと今の段階では、そのガイドライン、要するにガイドラインというのは、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」というものが平成25年に出されているものをガイドラインと指しているかと思うんですが、学校生活管理指導表も用いて対応というか、それはなされているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） こちらガイドラインで示されている学校生活管理指導表というものがございまして、こちらの内容と同じような内容で学校は、まず保護者から、保健調査ということで提出をいただいております。その中で、アレルギーをお持ちのお子様に関しては、どのような対応が必要かということで、保護者からもまた書類をいただいて、それぞれ対応が必要な児童生徒の対応表に関しては整備をしている状況ですので、こちらのガイドラインにある管理表を使ってということではなく、それに類似した形で管理をさせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） そうですね。その学校生活管理指導表というものなんですけれども、結構細かくなっているものなんです。実際、私の息子もそうですけれども、学校で年度初めのときに、先ほど答弁にもありましたが、アレルギーがあるかないか、あるのならばどういったアレルギーなのかというものもきちっとアンケートをいただいて、回答を学校に出させていただいております。

まず、アレルギー、要するにアナフィラキシーショックが起こり得る児童生徒がいる学校に至って言えば、これがまず一番重要なこと。学校と家庭を結ぶものになるかと思うので、これをしっかりとつくって、似たようなものであるということではあるんですが、全教員も含めて、これを理解するということが重要かと思うので、この生活管理指導表というものはしっかりと作り込んでいただければなと思います。

次なんですけれども、「日常の取組と事故予防」という2本目の柱になります。これなんですけど、ここに「組織対応による事故予防」。今度は予防ですね、という部分があるんですが、具体的にはどのような予防策、組織対応をしているのかお聞かせいただければ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、食物アレルギーの児童生徒におきましては、やはり一番重要なのが給食での対応になります。やはり、アレルゲンが何なのかということで、これは保護者との、まず、給食を停止するか、または特別な配慮が必要な形で提供できるかということで、保護者から申請書を出していただくようになります。その申請書を学校で受け付けまして、内容を確認して、給食センターにそちらの提出をしていただき、そして学校給食センターは栄養士がそれをまた確認して、その給食について配慮なり停止をするということで、また教育委員会に報告に上がり、今度またそれをもとにして、学校を通して保護者にまた連絡が行くということで、配慮を必要とする者に関して、そういう内容に関しては、教育委員会、学校、給食センターが3者で全て共有して当たっていくということで、まず食物アレルギーを起こさないという体制づくりということで、情報の共有を図っているところです。

それから、学校においては、その生徒児童がそういうアレルギーを持っているということで、それについて、例えば今、起きた場合ということでの対応はこうだということで、学校の中でも、やはり担任だけではなく、養護共有だけではなく全職員が対応できるような状態ということで、職員会議等で確認を行っているということで、二重、三重に、そういうものでアレルギーを起こさせないということで対応している状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。

日常の取り組み予防というところで、やっぱり重要になってくるものが、その体制ですね。組織ではなく、各組織で組まれている体制です。

先ほど説明しました、文部科学省で出しているアレルギー疾患の対応という中での推進体制というものが示されております。それは、学校内とか給食センター内だけではなく、まず教育委員会がしっかりとその対応の指針だとか、指導といった部分を学校にしていくと。そのしていく前に、学校での対応というか、学校の中、先ほど説明していただいたような、アレルギー対応委員会の設置だったり、全教員の対応。疾患の理解に向けての研修会、研究というものをしっかりとやると。

それで、教育委員会の役割とすれば、医師会などとの情報提供、あと連携、そして、いざアナフィラキシー症候群に陥った場合に119番をすると。その状況を素早く消防、要するに救急車に伝えられるように、消防局、消防署ともしっかりと連携をしていくと。それは教育委員会から一方的に行くだけではなく、例えば消防局から学校へ、例えば助言だったり、こういう症



状が出たときにはこうだというような、しっかりとした連携ですよね、食物アレルギーかもしれないということが早急に判断できるような組織、要するに体制づくりというものが重要になってくるかと思うんですね。

その中で、消防局、医師までの連携というものは、教育委員会ではとっている状況なんではないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 医師会、消防局ということになるんですが、教育委員会では、まず医師会に対しては、校医等委嘱をしております。現実的に、学校からアレルギー等についての情報提供に関しては、学校保健委員会が、まず校医等含めて会議を開催しております。その中で、校医にはアレルギー疾患等についての状況等の説明をしている状況になります。

消防署にも、まず実際に事が起きた場合、学校と消防署のやっぱり連携がとれていなくてはいけませんので、こちらに関しても学校長を中心として、安全教育という部分からも含めて、消防署と連携を図っているということが現状になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 先ほど、全職員、全教員にそれを周知しているということだったんですが、今の現状で、例えば今4名エピペンを使用する可能性のある子どもがいるんですけれども、いざなった場合、きちんと対応できると思いますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） やはり、アナフィラキシーショックなのかどうかと、これがまず現場の職員にとっては一番難しい判断だと思います。やはり初期段階でエピペンを使用しない限りは、エピペンが有効に機能しないということもあります。

そういうこともありまして、今はエピペンのトレーナーということで、現実的にこういうエピペンを所持している児童生徒がいる学校においては、養護教諭を中心として、そういうトレーナーを宮城県の教育委員会から貸与を受けることができます。そういうトレーナーを活用して、実際にそういう起こった際の初期対応ということでの対応を各学校、今回4人おりますので、現実的には養護教諭が中心となって今、行っているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 今の答弁にあったように、早さが一番重要なことなんですけれども、エピペンというものを皆さんもご存じかとは思いますが、アナフィラキシーショックだと思われた場合、アドレナリンを太ももだったり注射をして、治療するのではなく、その状況の緩和

のために使うということなんですね。緩和をするということは、もちろんそのまま刺して放置しておけば、また悪化していくという可能性が出てくるわけですね。アドレナリンの自己注射ができない状況だから、例えば先生だったり、大人の方が打つような形になる。自分で打てない場合はそうなるかと思うんですけれども、これは基本、そのアナフィラキシーショックだと判断する症状もしっかりと教職員にはお伝えいただいているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 実際にその症状がアナフィラキシーショックなのかどうか、やはりこれは先ほども申し上げたとおり、通常の担任なり教職員ではなかなかその判断が厳しいということが現状にあります。ただ、やはり養護教諭等おりますので、養護教諭等が中心となって、その症状等の研修を行って、初期対応ということでの対応ができる体制を今、実際にいる学校においては、そこが一番問題ですので、その辺について学校の教職員同士で共通認識を持って当たれるような形で今、研修等を行っていくということが現状になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） エピペンを刺すタイミングというものが、ちょっとこれは参考なんですけれども、日本小児アレルギー学会で、2013年なんですけれども、出されているものによりますと、明確に出されています。消化器系、呼吸器系、全身の症状という形でしっかりと、どのタイミングと、どれが出た時点でエピペンを打つべきだということが結構明確に出されています。

先ほど、全教員の人たちが全員打てる状況になっていないと、私はちょっと危ないのではないかなと思います。よくアナフィラキシーショックの場合は、自分のアレルギーのものを食べた後に運動をしたらなってしまったとか。例えば、教科の担任が、自分の学級の担任だけでなく、各教科の先生だったりなんだったりといったときに起きる可能性もあるわけですね。というと、本当に養護の先生だけが理解しているというのではちょっと、来るだけで5分ぐらいかかってしまう現状になってしまうと思うんですね。

全教職員に、エピペンを打つ、人に注射をするわけですから、なかなか抵抗があると思いますね。AEDとかもそうですけれども、なかなか他人に、自分の生徒、子どもに対してそういったことをするというのはかなり抵抗があるかと思うんですね。その壁を乗り越えられるような指導というか、全教員に対する周知というものをぜひしていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今、議員がおっしゃるとおり、やはり全教職員が対応できなくては、準備をしても、なかなかそれが有効に働かないということです。ガイドラインで示された、今、議員の言われるように、全身の症状、呼吸器の症状、消化器の症状ということで、全部で十数個のチェック項目がございます。こういうチェック項目、そしてそれを5分以内ということでのガイドラインで示されております。そういうことを全教職員が確認できる体制ということで、今後ともこういうものを活用して、学校に研修を行っていくような形で伝えていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。

いざ起きてしまったときですよ。慌てるんですよ、やっぱり。慌てた結果、何でこうなったんだろうかというのに考えるだけでも5分はかかるんですよ、どうしても。でも、全教員、全職員が、その子は食物アレルギーを持っている子だという認識をしていれば、もしかしたらこれはアナフィラキシーショックではないのかというような判断がスピーディーにされて、エピペンだったり、そういったものが素早く対応できるような状況というものをつくっていただければと思います。

そして、エピペンを刺す人、助けを呼ぶ人、119番に電話する人というものを、やっぱりみんななり得るんですよ、先生方全員が。その全員が、私はこの役割をするよ、私はこの役割をしますというような、もうスピーディーな役割分担、一気にこの子の命を助けるというふうな体制ですね。それができ上がるような状況にさせていただけるように、ぜひ学校での対応というものをお願いしたいなと思っております。

アナフィラキシーショックに陥るタイミングというものがあるかと思うんですが、それはどのタイミングで起こると想定できますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 食物アレルギーを持つ児童生徒にとっては、やはりどのタイミングで起こるか、それはやっぱりアレルゲンである食物、給食等を食べた時点ということになりますので、やはり給食の後、給食を食べているとき、または何かを食べているときということで、まず最初に食物アレルギーを疑うという部分で、やはり食べているときが一番注意をしないといけないとは考えており、あと、その児童生徒によっては、先ほど言ったように、食べ物を食べなくてもそういう症状が起こり得るということも考えられますので、学校は、先ほど言った、アレルギーに関する調査ということで、管理表と同じような形で、どういうときに

アレルギーにより症状が起きますかということも保護者からは確認をとっております。そういうことも教職員の間で共有して対応していくことが大事かと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。

可能性ですけれども、給食時というものが一番なのかなと思います。あとは、ちょっと盲点になりやすいところで、調理実習中に、食べていなくても調理した小麦粉の粉だとか、あとは校外学習で、子どもたちだけで昼御飯を食べなさいと指示したときに、やっぱり食べてしまって起きてしまう。そのときというのは、もう先生もいない状態になってしまうわけで。そういったものもひっくるめて、ちゃんとリスクマネジメントを学校でしていただいて、対応していただけるようなマニュアルというものをつくっていただければと思います。

私がなぜこの食物アレルギーに関して、学校の対応といった部分で質問しようとなったのかと申しますと、アレルギーのお子様を持っているお母さん、お父さんたちから、やっぱり学校の体制というものはきちっととられているのか。それとも、とられているというのは形だけのものではないのか。しっかりと、そういった状況が起きたときに対応を、命にかかわることなので、できるのかということがすごく不安であると。結局、命ですから、そういった部分でこの質問をさせていただきました。

緊急性が高いわけですね、アナフィラキシーショックに陥るという場合は。例えば、一番重要なことがチームワークになってくると思うので、先ほど何度も申し上げますけれども、全教員の周知と、エピペン、要するに今、練習用のエピペンもありますよね、針が出ないでやる練習だけするという。こういったものというのは実際、学校では持っている状況でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） エピペンのトレーナーというか、常時、学校にあるかということ、それはございません。県に、ちょっと本数的には全県下の小中学校で借りられる本数ではないのですが、県で練習用のトレーナーということで持っておりますので、そちらに申請をして、実際に訓練を行う場合、そちらを借りてやっている状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 実際、エピペンの所持児童が4名いるわけですね、今の現状。その4名がいる学校では、せめて全教員がそれをやれるような状況にしていきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 現にもう4月早々に、1つの学校においては県にこちらの申請をして、エピペンのトレーナーということでの借用申請を学校でもしている状況です。

それから、先ほど言いましたように、危機管理マニュアルとして、アナフィラキシーショックに対応する危機管理マニュアルをつくらしている学校においては、先生方の、先ほど言った、誰が救急車を呼ぶとか、そういう役割分担も全て決められていて、誰もがそのマニュアルどおりにやれば対応できるという形になっておりますので、そのマニュアルに関しても、つくれば終わりではなく、それに基づいて、今、言ったような、エピペンを実際に練習で処置してみると、そういうことも含めた訓練もやっぱり必要かと思っておりますので、今後、学校等に対しては、そういう危機管理マニュアルに沿った、やっぱり訓練というものも必要だということで、学校に実施していただくような形で話をしていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。

なぜこの体制というかというと、やっぱりまとめてしまえば、5分以内のエピペンの使用、そして119番への連絡が一番重要ななと思っておりますので、ぜひともその組織対応をお願いしたいと思っております。

アレルギー疾患を抱える子どもたちが年々増加している傾向の中で、先ほどもお話ししましたとおり、どのタイミングで起こるかはわかりません。アナフィラキシーショックに陥った場合は、時間との戦いになります。しっかりとした連携で早急に処置することが、子どもの命を守ることにありますので、町内の全小中学校での体制の構築を実施し、町の宝である子どもたちの命を守るため、しっかりとした対応をお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） これにて1番森裕樹君の一般質問を終結いたします。

次に、14番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔14番 有賀光子君 登壇〕

○14番（有賀光子君） 14番有賀光子です。大綱1問、質問いたします。

**不育症の治療助成を。**

不育症とは、妊娠はするが流産や死産を繰り返し、子どもを持たない症状のことです。厚生労働省研究班では、2回以上の流産、死産あるいは早期新生児死亡がある場合を不育症と定義し、患者は全国で約140万人、年間約3万人が新たに発症していると見えています。

不育症の原因についてはさまざまで、母親の子宮形態の異常、両親のどちらかの染色体異常、胎盤の血液が固まりやすく、胎児に栄養が届かないことなどがありますが、多くが原因不明と

されています。しかし、近年は研究が進み、適切な検査、治療を受ければ8割以上の方が出産できます。

不育症の研究と診断に取り組んできた名古屋市立大学は、平成26年11月に不育症研究センターを設置。平成27年度には、文部科学省の特色ある共同利用・共同研究拠点に認定され、日夜研究を進めています。しかし、まだまだ不育症の周知と支援は十分ではありません。

そこで伺います。

1) 柴田町でも不育症に悩んでいる方がいると考えます。不育症患者の状況の把握は。

2) 若い世代に向けて、不育症についての普及啓発を実施すべきと考えますが、見解を伺います。

3) 日本で初めて不育症専門外来を開設した静岡県小山町の富士小山病院院長の牧野恒久氏によると、年間30万件ある自然流産のうち、治療対象になる患者に不育症治療を施せば、年間5万3,000人の赤ちゃんが救えるとのこと。この数字は、対外受精で生まれる子どもの数より多く、一年の総出生率の約5%ないし6%は、不育症治療により出生するということです。

不育症治療は、少子化対策としても大変重要な課題の一つです。不育症が病気であることを知らずに悩んでいる、知っていても高額な検査治療代がネックになって病院に行かないケースも少なくないとのこと。多くの自治体で不妊症支援同様、不育症患者の支援に乗り出しており、不育症治療費助成制度が全国に広がっています。経済的負担を軽減して治療を受けやすくするため、柴田町でも不育症治療に助成制度を導入すべきと思いますが、見解を伺います。以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、不育症の治療助成をということでございます。私も、不育症というものを初めて伺ったということでございますので、3点お答えさせていただきます。

1点目、不育症は、妊娠するが流産、死産を繰り返して無事出産することが難しい状況のことをいうそうです。妊娠をしない不妊症については一般的に知られていますが、不育症についてはほとんど知られていない現状です。

町では、専門の相談窓口は設置しておりませんが、母子健康手帳交付などの面接の状況から、過去に流産や死産の既往があり、今回の妊娠に不安を感じている方に対して、個別支援などの対応を行っております。

また、県には、宮城県不妊・不育専門相談センターが開設されております。平成29年度の不

育症に関する相談は、宮城県内で13件寄せられたということでございます。

2点目、不育症の方には、母子健康手帳交付や妊産婦相談等で、これまでと同様に個別相談を実施し、必要な方には県の相談窓口や医療機関での検査などについて情報提供を行ってまいります。

また、不育症の普及啓発については、特定不妊治療とあわせて、町のホームページから相談機関などの情報を得られるように対応してまいります。

3点目、不育症の検査、治療について、近年の研究によって、安全性や有効性が確認されたものについては医療保険が適用されています。しかし、保険がきかない一部の検査や治療については、引き続き研究が行われているようでございます。

また、不育症治療助成を実施している静岡県では、特定不妊治療とあわせて助成事業を行っているようです。宮城県においては、不育症治療に関しては、今のところ助成事業がなく、市町村においても、独自で助成を実施しているところはありません。

町としては、国の研究機関や県の対応を注視しながら検討させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今、町長の答弁で、町では母子健康手帳交付の際には個別支援を行っているということですが、この相談件数は何件ぐらいあるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 母子健康手帳交付の面接の中で、今回の妊娠ではなくて、これまでの妊娠の中で複数回流産、死産があって、今回の妊娠に不安を抱えている方は、平成29年度の件数としては3件ございました。1件は無事出産しておりまして、2件は出産にまだ至ってはおりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） この妊娠した方のうちの、流産になるということが何名か、数名いるということですが、柴田町の母子健康手帳を交付された方全員に赤ちゃんが生まれているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 母子健康手帳を交付した方全員が必ずしも出産するというものではないことが現実です。パーセントで言えば平均15%というんですが、10%から20%の方が妊娠した後で流産の危機にさらされると言われております。

さらに今、出産の年齢が高齢化していますので、35歳以上になると、その15%という確率が、もっと危機にさらされる率が上がってきます。

柴田町の、平成29年、予定日でしか確認はできないんですけども、昨年1月1日から12月末まで12カ月、1年間の間の出産予定日の間に生まれなかった方という件数は5件ありました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 不育症に関する相談センターが開設されているということでしたが、県内何カ所に設置されているのでしょうか。また、毎日開設になっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 宮城県の不妊・不育専門相談センターという名称なんですけれども、東北大学病院の産婦人科の中にありまして、毎日ではなく、毎週木曜日の、時間も3時から5時と非常に短い時間ではあるんですが、決められております。そこには、助産師さんなんですけれども、専門の相談員がいて、電話であったり、面接の相談を受けているということです。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今、電話とか相談を受けているというお話がありましたが、大体どのぐらいの方が相談を受けているかわかるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） センターにどのぐらいの相談件数があるかということで確認は、平成29年度分ということでさせていただきました。そうしましたら、不妊と不育症ということで、全体で宮城県内で96件、そのうち町長が答弁で申し上げた、不育症の件数が13件ということでした。市町村名は明かされてはおりませんので、柴田町の方がいたかどうかということもわからない状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 不育症治療の医療機関は県内には何カ所ありますか。また、柴田町の近いところの機関というものはあるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 宮城県内での不育症の治療機関は7カ所あります。仙台市が5カ所、岩沼市が1カ所、東松島市が1カ所となっておりますので、柴田町から一番近いところは岩沼市の医療機関になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。



○14番（有賀光子君） 先ほど、宮城県ではまだ現在は助成しているところはないと言うんですけども、近く東北だと、福島も結構助成をしているというお話も聞きました。それと、前回よりもかなり、だんだん多く助成もやっているというお話も聞きましたので、今後この助成する動きは宮城県としてあるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 今回、一般質問をいただいた際に、県に、不妊にあわせて不育症のことは宮城県で何か予定されているかどうかということで確認をさせていただきました。そうしましたら、宮城県は、問い合わせは各市町村からあるようだとは回答はいただきましたが、それについて県として何かしていくということはまだ考えてはいないというようなお話をいただいたところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 仙台市でもちょうど5月12日に、「不育症ってなあに？」ということで、仙台でも今回立ち上がった、不育症相談ネット宮城というところで研修がありました。そういう意味でもかなり、仙台支部も平成28年度から不育症患者の会が立ち上がってやっているということも聞きました。それは柴田町でもご存じでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 「不育症そだってねっと」とおっしゃるものかなと思うんですが、町長が答弁でお話ししました、不妊症の研究会というものがあまして、国の中で。その先生が仙台に5月に来て、患者さんたちの会のところで講演したとは伺ってはおります。ただ、中身については聞いてはおりませんのでわからない状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） ちょうど仙台でも不育症患者の会が立ち上がったとお話を聞きまして、その方でもちょっと話を聞いたところ、ちょうど震災に遭ったという方のお話も聞きました。そのときに、突然の、患者から、不育症というものもやはり患者もわかっていないということで、自分は流産を何度も繰り返して、自分はもう子どもを産めないというような体になったというお話も聞きました。そして、そういう間に今回こういう会が立ち上がって、あるんだということも話を聞いて、自分もその会に入っているというお話も聞きました。

そういう意味でも、震災で、名取市とかそっちのほうでも行って、入っているのではないかなと思うんですけども、そういう中から、柴田町でも情報を聞いて、やるということはいかなもののでしょうか。

ちょうど、「不育症ってなあに？」とかというものに、いろんな、わかりやすく書いてあるんですね。そういうこともお話を聞いていただいて、柴田町でもそういうものも置いておくということも一つのいい方法だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 町では今、町のネウボラということで、昨年7月から保健センターで随時相談事業をしております、個別に妊婦さんであれ、産婦さんであれ、相談に来たときに、臨時の職員の助産師なんですけれども、相談対応は受けております。その中の一つの項目として、不育症についてということのパンフレット等を今、準備して、欲しい方にはお渡しできるような体制にとればなど今、考えたところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） では、そういうパンフレットとか、これから取り入れてやっていくということで、ぜひお願いしたいと思います。

それと、先ほど答弁の中で、不育症の助成をしている県というものは、不妊治療費とあわせて行っているというお話でした。どのような内容か教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 静岡県のお話したいと思うんですけども、静岡県では平成29年度、昨年度から不育症の治療に助成を開始しております。こちらは市町村単独事業ではなく、県の要綱に沿って不育症治療助成を行う市町村に対して、県が市町村に助成金を交付するものとなっております。年齢制限や所得制限、治療内容の条件はあるんですが、静岡県は不妊治療とあわせて不育症治療の助成を、個人ではなく、その助成事業をやる市町村に助成金を出しますよというようなスタイルでした。ただ、健康保険適用外の治療費に限るとはなっておりますので、不育症と言われる方全体が対象というわけではないようです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 先ほどもお話がありましたように、保険適用になっているものとなっていないものがあるということで、原因も、今まではわからないというものがほとんど、50%以上になっているということで、今は結構研究も進んでいるということで、その中でも、多くの胎児の染色体異常に起因すると思われるということで、これは治療が、ヘパリンという注射の、これは保険適用になったということで。そして、そういう治療によって、不育症でも約85%の方が出産も可能になるようになってきましたので、そういう意味でも、もう一度PRというものは結構大事になってくると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 今、へパリン注射の話も出たんですけども、不育症に関しては、病気という扱いであれば、医療保険、保険証で診療が受けられます。そうなりますと、ご本人の負担は3割ということで、7割は公費で見ていただけるとなっております。ただ、自己負担、保険診療にならないものはまだ研究段階のもので、それが万人に合致する治療ではないということで私費になっているものが多いですので、そちらは少し様子を見ていかなければわからないかなと思っているところです。

不育症の研究会も、学会関係ではまだ非常に新しく、3年ぐらいだと思うんですけども、まだこれから研究していく段階のものと同様ではあります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今、言ったように、不育症患者の半分以上が原因不明ということ調べていますけれども、研究も今もう30年も続けているということで、不育症は脂質抗体症候群の症状の一つである。このネオセルフ抗体測定をすることで、今まで不明とされていた不育症の原因がだんだん明らかになってくるとも書いてありました。そういう意味でも、これからもお話は結構ふえてくるのではないかと思います。

それで、昨年、平成28年10月会議の一般質問の際で、宮城県では不妊治療助成を行っている市町村が23市町村ということでしたが、柴田町では平成29年度から助成が始まっております。この助成しているほかの市町村もふえていると思うんですけども、何市町村あるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 不妊治療の市町村の助成をしているところなんですけれども、平成30年度の当初現在なんですけど、30市町村になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 結構、30市町村ということなんですけれども、不妊治療助成を行っていれば、先ほど言ったように、ほかの県と同様に不育症にも助成をお願いしたいと、町から県には要望できないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 町からは、不育症については診断基準とかがまだはっきりしていないという部分もあるんですけど、少子化対策の取り組みということで、要望がかなうかどうかはわからないんですけども、町から県の助成制度を検討ということで、県に要望していく

ということではありますので、もう少し国、県の様子を見ながら、こういった条件の方にはぜひということで声を上げていきたいと思いました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 先ほどの、静岡の小山町でも助成が始まったということで、ここに先ほどお話しした、牧野医師の病院もこちらの町にあるということで、いろいろ結構セミナーとかお話をやっているんですけども、今回このスタートした不育治療の助成が、先ほど説明されました。そして、ほかのところと違うというのが、さっきの助成対象者の年齢制限と所得制限も設けなかったということで、そして何よりも、治療している患者が今回のこの助成を知って、小山町からほかの市へ移転すると決めていたんですけども、この助成があつて急遽取りやめたというお言葉も聞いたということが新聞にも載っておりましたので。

先ほど言ったように、少子化対策で子育てにもかなり、こちら重点を置きたいということ、ありますので、不妊治療同様、不育症の助成も受けられるように、ぜひ柴田町も頑張っていたきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて14番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時40分再開いたします。

午前10時26分 休憩

---

午前10時40分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番広沢真君、質問席において質問してください。

〔13番 広沢 真君 登壇〕

○13番（広沢 真君） 13番広沢真です。大綱1問、質問いたします。

**放射能汚染廃棄物の試験焼却にかかわるモニタリングポストの異常数値について。**

放射能汚染廃棄物の試験焼却第1クールにおいて、設置されているモニタリングポストで、3月23日と29日に異常数値が検出されました。安全だとしていましたが、その根底が崩れかねない事態だと認識しています。環境省は、原因として「機器の送信機が携帯通信の電波に反応した」ということを早々に出しています。試験焼却スタートからの機器トラブルで、検出機器

そのものの信頼性が問われると思います。そもそも3月の異常数値が出た際に、周辺市町に対し、連絡はいつ、どのようになされたのか。町の行動としては、どのような対応が求められたのか伺います。

- 1) 異常数値が検出されて、町に連絡が届いたのはいつか。
- 2) 仙南地域広域行政事務組合から町に対して、どのような対応が求められたか。
- 3) 町としての対応はどのように考えていたか。

以上、お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員の、放射性汚染廃棄物の試験焼却にかかわるモニタリングポストの異常数値についてでございます。

まず、回答する前にご理解をいただいております。というのは、私の頭の中が、柴田町長の立場と、広域の理事長の立場で得た知識が混在しております。答弁もそのようになりますが、仙南地域広域行政事務組合は理事会制をとっておりますので、私の理事長的な発言は正式ではないということをお断りさせていただきたいと思っております。全て理事会において決めないと答えられないので、その点をご理解いただきたいと思いますようお願い申し上げまして、3点答えさせていただきます。

1点目、異常数値が検出され、町に連絡が届いたのはいつかということでございます。

試験焼却にかかわるモニタリングポストは、仙南地域広域行政事務組合、白石市、角田市及び大河原町が環境省に要望し、仙南圏域に計10カ所設置されたものでございます。1時間当たり0.200マイクロシーベルトの要監視基準値を超過した場合、警報メール、アラートメールが設置した市町等に送信されることになっております。

今回の警報メールは、角田市の仙南クリーンセンター東方交差点付近に設置のモニタリングポストが、試験焼却4日目の平成30年3月23日金曜日の午前1時50分から午前2時の10分間で、最大0.300マイクロシーベルトを表示したと。その後は普通に戻ったということです。また、試験焼却を行っていない3月29日木曜日の午前10時から午後1時40分の間で、最大0.606マイクロシーベルトを表示したことを設置市町村等に送信されたものでございます。

柴田町にはそういう送信はありませんので、3月23日と3月29日にモニタリングポストが異常値を検出したことを、調査の結果、試験焼却によるものではなくて、機器のふぐあいによるものと推察される内容を3月30日に環境省特定廃棄物対策室から宮城県放射性物質汚染廃棄物

対策室を通じて、電子メールで報告されたというのが流れでございます。

2点目、仙南地域広域行政事務組合は町に対してどのような対応ということでございます。

組合では、異常表示の原因の分析を環境省に要請し、その結果、平成30年3月30日と4月12日に、異常表示の原因が試験焼却によるものではないこと、また分析の結果、モニタリングポスト内部に設置している通信機器からの電波ノイズの影響によって、検出器が誤った数値を算出した可能性が高いと結論づけ、対策として、全てのモニタリングポストに関し、本体内部の通信機器を検出器から隔離する予定であることの報道発表がなされました。そして、組合から構成市町へは、今回の異常数値は試験焼却によるものではなくて、機具のふぐあいが原因であることを住民に正確に伝えることを求められました。

3点目、町としての対応ということですが、組合における試験焼却の監視体制では、試験焼却中にモニタリングポストの要監視基準値、これは0.2マイクロシーベルトですが、マイクロシーベルトの超過が表示されて、警報メールを受信したとき、原因が試験焼却によるものと判断され、さらに環境管理基準、これは0.23マイクロシーベルトなんですけど、0.23マイクロシーベルトを超過した場合は運転を停止し、試験焼却を直ちに中断することになっております。しかし、原因が試験焼却に起因しない場合については、試験焼却を中断いたしません。

今回、構成市町から組合へは、警報メール、0.2マイクロシーベルトを受信した場合の確認作業の手順や、試験焼却を中断するかどうかの判断基準や連絡体制を明確にするよう、マニュアルの作成を要望しました。柴田の町長が要望して、柴田がやっている理事長が答えるという、ちょっと大変なことなので、その辺はご理解の上、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 立場的には混乱することもあるかもしれませんが、町の議会では、広域に触れることについては尋ねられないはずですので、私が聞くことは、きっと町長としての見解を求めるということになると思います。

それで、今回の異常数値、私の質問文では2回だけ言っていましたけど、4月4日の分も含めて3回、異常数値が出ているということが、仙南広域では3回、あと石巻で1回ということが出されています。

まず、事実の確認をしたいんですが、今回、異常数値が出てからの原因の特定というふうには結果が出されるまでの経過というものは非常に早かったんですけども、ただその際に、機器の異常ということが早々に出されたわけなんですけど、そもそも試験焼却にかかわるものではないと結論したその理由というものは何なのかということをお伺ひしたいと思うんですけども、も

し本当に異常数値のもとが、実際に放射性物質が飛んできたものでないとするならば、その根拠として、例えば周辺土壌をとって調べるであるとか、そういうような検査も必要ではないかと思うんですが、結果だけ聞くと、その作業がされていないと私は感じたので、その事実確認を行いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 仙南広域行政組合の試験焼却によるものではないと判断した基準でございますが、まず3月23日、試験焼却中に角田市の仙南クリーンセンター東方交差点付近のモニタリングポストが、夜中の2時前後、計測されたということが1つです。それで、常時24時間体制で仙南広域行政組合の仙南クリーンセンター、職員が常駐しているわけなんですけれども、そこにも設置市町村等ですので当然警報アラームは入ります。そうした場合、その管理業務をやっている管理体制、まずバグフィルターに何ら異常が発生した場合は、そこでまず検知されるということになっているようです。それで、その危ないという基準値があるわけなんですけれども、その半分でも自動停止するそうです。それで、いろいろ中の焼却に対して異常なものが、焼却に対して異常な数値が出てないということがまず1つ。

それと、仙南クリーンセンターにもモニタリングポストが設置されてありますので、それは異常値は表示されていなかったということで、まず試験焼却に起因するものではないということで、試験焼却を中止はしませんでした。夜中だったので、日中になって当然、設置市町村の角田の職員がその交差点付近のモニタリングポストをハンディーでもう一度確認しました。その結果も、異常値が計測されたのは10分程度だったので、そのハンディーで再計測したときはもう通常の値になっていたということで、組合としては試験焼却ではないという判断を下したということです。

また、29日につきましては試験焼却をしておりませんので、これも組合職員と角田の職員が異常数値を出した交差点付近のモニタリングポストの周辺をはかりに行ったわけなんですけれども、そのときはハンディーの計測器ではかった結果、通常と変わらない数値をしていたので、これは間違いなく試験焼却ではないということと、その機器の異常ではないかということで、環境省並びに宮城県にその調査を依頼したという経緯でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 科学の常識だと、空間放射線量だけでは、そこに放射性物質がどれだけあるのかということを確認にはかることはできないと言われていますが、こういった場合、やはり近隣の土壌なんかを採取して検査することが必要だと思うんですが、そういう議論という

ものはなされていないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） あくまで4つの基準がございまして、土壌の検査も、試験焼却前と試験焼却後ではかるという環境基準を設けましたけれども、そのほかの排ガス、0.023マイクロシーベルトを超えない基準、あとスラグが100ベクレルを超えない、あと固化灰が1,758ベクレルを超えないと。それから、物質収支が既定のとおりになっているかと、この4つの基準内であれば大丈夫だろうという環境基準を設けて試験焼却をやっておりますので、その数値の判断でその基準は確認できるのではないかということで、試験焼却をやっているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 今のご答弁の中で、物質収支、いわゆるマスバランス検査というものを基準に設けているということなんですが、それは実際にやっているんですか。焼却前に、燃やすものの中にどのぐらい含まれていて、燃やして、最終的に焼却灰としてどれぐらいの放射性物質が残っているかという物質収支を調べているんだとしたら、その数値というものは公表されているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 残念ながら、具体的にあのクリーンセンターで物質収支を計算することは無理だと思っております。毎日、車が入りますので、いつの時点ではかっただいいのかわからないということですね。それから、ああいうでっかい装置なので、そこにあるすずを全部、ストップして取り出して計算をするということは困難だということでございます。

先ほど課長が言いましたけれども、なぜ今回、農林系廃棄物の焼却ではないかということを変更して申し上げますと、燃やしたときは10分間で、あとは正常に戻ったということでございます。それから、燃やしていないとき、2回、角田でありましたけれども、そのときにはちゃんと職員が行って、ハンディーではかると普通の、そのほかの9カ所と同じ値だったということですね。10カ所が全て異常値であれば、これはいろいろ問題があるんですが、風上、風下も考えて、1カ所だけだったということでもあります。

それから、前後の、焼却する前と焼却期間中と焼却した後の空間放射線量はほとんど変わっておりません。スラグも変わっておりません。それから、放射性セシウム濃度も検査した結果、変わっておりません。

そういう総合的に考えると、この機械だけが異常を起こしたということが、理事会全体の意



見を統一している考え方でございます。

また、バグフィルターの問題、いろいろあるんですが、我々は下限値までできるデータを持っているんですが、下限値以下の場合のデータは把握できません。出ているから出ていないかはやっぱり証明できないということが今の実情ではないかなと考えております。

そういった意味で、物質収支というものは、実験上では可能ですが、私どもはプラント全体で物質収支を出すということとはできないと。これは、大阪の瓦れき裁判所でも、岩手県の岩見億丈先生の、市長が大阪の瓦れき裁判で退けられているということも私たちは読んでおりますので。そういった総合的観点から、今回は機械のふぐあいという環境省の責任でございまして、それを受け入れざるを得ないということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） その際、バグフィルターについては基本的に、私のももとの主張は変わっていないんですけども、ただ基本的な、例えば物質収支等の検査を国が責任を持ってやらないという、しかしバグフィルターは安全だというその理論で通されているので、水かけ論にしかならないので、その部分はちょっと置きますが、機器の故障の場合、異常数値が出た石巻市、角田市、2カ所ですね、場所的には。それで、同じような異常があったんだとしたら、同じような結果がどこにでも起きるのではないかなと、設置された場所みんなで起きる可能性もあるのではないかなと思うんですが、石巻の広域クリーンセンターのところと、仙南クリーンセンター東方交差点付近と、角田の北郷自治センターのところのモニタリングポスト以外のところの機器というものは別なものを使っていたんでしょうか。それとも同じものなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 環境省の報告でございまして、同じ機具を使っていたものと。

仙南では10カ所ですけども、県内35カ所にこのほど設置されましたので、同じ機器が設置されていたものと環境省からは報告があります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） だとするならば、そのほかの場所に異常数値が出なくて、今、上げた3カ所に異常数値が出ているということについては、どういう検証結果が出されているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 機械が全て100%同じ機械だから、どこも故障しないということはありません。

得ないと。たまには故障するときもあると。同じ自動車を使っている、自動車で全て故障しないということはありませんので。

その機械部分は除いて、設置されている場所、10カ所、私は全部歩きましたけれども、やっぱり今回の問題は検査機器ではなくて、そこから情報を環境省に伝える通信ですね、その通信の環境が悪いと強く電波を發して伝えようとする。その強い電波を發信するところと正常に發するところの違いがあるのではないかとということが一つの原因として挙げられている。置かれているモニタリングポストのポスト自体の検査ではなくて、そこからデータを出すと。そのために今回、同じ施設の中の通信と検査と今まで同じだったので、ここから出してしまうと、場所によっては強い電波が行くものですから、今回、10カ所全て外に出して、この通信ノイズによる変化がないように改正したという報告を受けております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 町長の言っておられることはわかります。携帯電話を使うときでもあると思いますが、アンテナがいっぱい立つところと少ないところがあって、電波状況というものは地形やなんかで大きく変動するということはわかります。

ただ、そういう場合でも、そもそもの最初の機器等の選定で、そういうトラブルがないように選定をされているべきだと思うんですが、そこでまず第1クールの最初のときに、こういう異常数値が起きるといことは、そもそもの、環境省が設定したんだと思うんですけれども、機器の信頼性についてやはり問題があったのではないかなと思うんですが、その点について町長としてどう考え、感じられましたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回の機器は、環境省ではモニタリングポストというものは、あえて積極的に進めたのではなくて、各自治体が安心できる、目に見えるようにしたいということで、各市町が無理してということではないんですけれども、お願いした経緯がございました。

ですから、環境省はこれまでのモニタリングポストとは構造というんですか、それが違ったものを一律に導入したと伺っております。

ですから、その一律に製造したものが、角田市の場合とほかの場合と、一々地域性を考えてつくったわけではないので、最初のうちは確かにそういうトラブルがあったかもしれませんが、4月にやった第2クールには異常値は発生しておりません。それで、第2クールも焼却前と焼却中と焼却の後の空間放射線量、それからスラグの放射性セシウムの濃度、ガスのですね、それには毎回我々が、家庭から出る一般廃棄物を燃やしているのと変わらない数字が出ておりま

すので、心配される皆さんには、モニタリングポストの性能を、初めは、こんなのは税金の無駄だというチラシをまいているわけですよね。それで今回、モニタリングポストは安全性を確認するあれではないと批判しておいて、たまたまこれが出たことによって、いかがだというのはちょっと私としては違和感を感じているところでございます。

やはり、全体の状況を見ていただく。そして、この焼却につきましては一関でも福島でも、あと環境省は環境省で実験データをいただいておりますので、そうしたものを踏まえれば、今回の0.3ですか、これは機器というふうに環境省が言うことが正しいのではないかと。我々理事会も機器の故障だと受けとめて、第2クールを実際に行っております。

大和町でも同じ機械でやりましたけれども、第1クールですね、400ベクレル以下。全然問題はなかったという町長からの報告も受けております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 今、町長からご批判の声はあったんですが、そもそも空間放射線量だけでは安全性を担保できないと私たちなんかは言っているわけですけども、私たちというのは、仙南の放射性汚染廃棄物にかかわる県南の会で、私も加わって、仙南広域に申し入れなどしておりますが、その際に、我々は当然その機器というか、空間放射線量だけでは安全担保はできないという考え方ですが、それに対して広域が、モニタリングポストを設置すれば安全は担保できるという主張をされたために、結果的に試験焼却が始まって、異常数値が出たんですけども、本当に正確に計測されているんですかということの問題にしているのであって、そもそも立場が違っているからといって、ご批判の対象になるということとはちょっと筋違いかなと思います。

その部分については当然、広域にノウハウがないということもあって、国代理になるんでしょうが、機器に対して、最初から検証されていない機器が導入されることについては、もう少し意識を持って、国に丸投げするのではない形でのかわり方というものがあってもいいのではないかなと思うんですが、その点についてはどう考えますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 環境省の膨大な知見と、これまでの資料、データに対して、一町長がこの機器の問題に対して言うことはやっぱり、故障のないように、そして住民に不安を与えないように責任を持った機器を設置してほしいと、こう言う以外にはありませんで、実際に環境省から広域の担当で説明会を終わらせようとしたものですから、それでは納得できないということで、理事長として各首長さんに直接説明してもらいたいと。それで、各首長から住民が不

安にならないような機器の導入をお願いしたいと申し上げたところでございます。これが精いっぱいではないかなと思います。

それから、機器の中身も見せていただきましたけれども、空間放射線量をはかるところについては、ほかからのノイズが入らないように、膜というのですかね、袋で覆いましたし、それから通信機器、自動的に通信されるやつは外に出しましたので、その結果、今回、第2クールでは何ら異常がなかったし、大和町の第1クールも問題がなかったのではないかなと思っております。

ですから、安心をしていただくための機器で、モニタリングポストを建てたから担保されるわけではありませんので、あくまでも町民の安心を確保していただくためのモニタリングポストを各自治体が必要だということで、環境省としてはやりたくなかったんでしょうけれども、つけていただいたということでございます。

あくまでも設置については責任は環境省で、それから各自治体で、我々は我々の広域のこの検査機器については、やっぱり注視をしていかなければならないと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 町長が言われることもわからなくはないんですが、要するに放射能の問題というものは、高度に科学的な検証も必要な問題になってきますから、一自治体あるいは広域でいろいろ扱うという点については、困難な点もあると思います。しかし、その点では、国にだけ依存していて、実際の何かがあったときの対応として足がとまってしまうということが起こりかねないのではないかなと危惧をしている分があります。

先ほどのご答弁の中にもありましたが、例えばもし仮にバグフィルター等に異常があって、放射性物質が外に出たという場合に、先ほどは緊急メールが来るというお話でしたけれども、その後どのような対応をするかという点では、今回それぞれの構成市町はどういうふうにするということがあらかじめ決められていたのか。それで、メールが来た後、情報の周知、あるいは、そこまでは多分いかないとは思いますが、もし仮に人体に影響を及ぼすような放射性物質が外に出ってしまったということを想定した動きというものは何かマニュアル的にまとめられていたのかなと思ったら、4月の時点で広域に伺ったところ、マニュアルはないという助役の言葉があったので、その部分について最初は全く議論がなかったのかということを伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） あくまでも、クリーンセンターが原子力発電所のように放射能をどんど

ん出していく施設ということは誰も思わないと思うんですね。0.23というものは、1年間に1ミリシーベルトを超えた場合にがんの発生率がふえるというだけの話でございますので、0.23を超えたからすぐ避難しなさいとか、そういう感覚とはまた別な感覚ですね。外部被曝が起きるということはありませんので、避難とかというマニュアルはつくっていないという思いで発言されたのではないかなと思っております。

あくまでも、これは議論が分かれるところですが、1ミリシーベルトでも厳しいという見解もあれば、1ミリシーベルトは生ぬるいと、もっと厳しくしなさいという意見もございます。でも、我々は国の法体系のもとで最終的に動かなければなりませんので、今のところは年間1ミリシーベルトですね。そして、空間放射線量については0.23パーアワーを守っていくということでございます。これが0.5になったからすぐに避難と、そういう状況ではないということでも、避難マニュアルみたいなものはつくっていないと思っております。

現に、福島県の県北でも0.23を超えている自治体がございます。そのところが、動向を見ても、避難したとかそういうことはあり得ませんので、やっぱり年間でどうなのかと。それで、今回はわずか10分間でしたので、すぐにもとに戻ったので、これは問題がないと判断したわけでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 当然、町長おっしゃるとおり、クリーンセンターは原発ではありませんので、恒常的というか、持続的、大量に放射性物質をまき散らす構造というか、ものではないとは理解しています。

ただ、その時点で異常数値が出たという点では、これは広域の議会で示されたそうですけれども、モニタリングポスト要監視基準値超過表示における対応方針というものは前からあったんでしょうか。それとも今回、改めてつくったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これは、各、今回の市町村にどういう連絡体制があったのかと広沢議員が質問したとおり、柴田町の立場としては、具体的には見えませんでしたし、各自治体も、じゃあどういふふうにしてとまるんだということだったので、仙南広域の理事長としては理事会に諮って、やっぱり見える化しなければいけないということで、あくまでもこれは方針案で、これからも変わってまいりますので、住民説明会のときまでに理事会でまとめて、説明資料としてつくる予定にしております。

今回のやつにつきましても、いざクリーンセンターが異常運転をして、大量にそういうばい

じんが出るようなときには自動停止をする機能が入っておりますので、今回は10分間、0.3になりましたけれども、自動運転停止はありませんでしたので、ばいじんが外に出るということはありませんと判断をしております。

ただ、出たときにどうするかということが今回ありましたので、それを見える化する形でつくらせていただいたということでございます。変わる可能性も当然あります。理事会が6月7日に行われますので、そして16日の住民説明会のときにはきちっとした見える化をさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、これは方針案ということになるんでしょうが、この案によると、それぞれの担当に周知された上で公表ということになるんですが、今の構想ですと、一般的に公表される、今回でいいますと、例えば一番最初にマスコミで記事が載ったところは河北新報だったかなと思うんですが、河北新報で報道される。そういうマスコミにも一般に周知されるという点の時間はどれぐらいかかると想定していますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。

○13番（広沢 真君） では、もう一回。要するに、異常数値が出て、アラートメールが来ます。その段階で、クリーンセンターでも、それから各自治体でもアラートメールを受信してやります。ただ、その検証まで全くというか、地域住民や構成市町の一般の人たちに情報が公開されないまま、最終的に調査結果が出るまで公表を控えるのか。あるいは、アラートメールが来て、異常数値が出たよということがあった時点で一般にも周知するのかということ、どのように考えてマニュアルをつくっているのかなと思うんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 理事会としましては、このマニュアル方針、決定ではないんですが、異常数値があったときには、自動的にとまる場合はすぐ公表しますし、ほかのモニタリングポストで異常は出たということで。ただ、異常が出たときに、担当者、角田市であれば角田市の担当者、夜であれば、うちのほうの、試験焼却して泊まっておりますので、その担当者が行って、ハンディー計測器でも同じだと、変わらないということであればすぐにストップをするという方針で今、臨みたいと理事長は思っているところでございます。これは正式に7日に、あした決める予定にしております。

当然マスコミにも運転を停止してしまったという情報は流したいと。ただ、夜なのでなかなか難しい面もありますが、すぐホームページには載せたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 広沢議員、広域の理事長としての質問ではなくて、柴田町長としての質問をお願いしたいと思います。（「わかりました」の声あり）再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 固定したモニタリングポストもそうですが、柴田町でも、町のお知らせ版には、定時、定点で空間放射線量を載せています。その中で、例えば柴田町で計測をしている空間放射線量がたまたま試験焼却の時期と重なって高い数値が出たというような場合にはどのような対応がなされるのでしょうか。柴田町からの発信になりますよね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） モニタリングポストはこのほど環境省で設置したもので、あとは性能が同じだと、類似したものだと思うんですけども、平成23年の原発事故以降に近隣の県の市町にはほぼ1基ずつ文科省でつけたものなので、これは文科省で判断するというための機器ではあるんですけども、常時計測されておりますので、それで異常値を表示した場合、これはこちらにはメールという形では来ません。あくまで文科省の原子力規制庁ですか、そちらで把握しているだけで、警報メールは来ませんけれども、もしそれが常時こちらで、365日というわけではないんですけども、見ることができますので、それで異常値が発生すれば、その原因を究明するために、組合とかその他の想定されるところに、その原因が何なのかということ进行调查することになるかと思います。

○議長（高橋たい子君） 補足。町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほどの前提条件で、モニタリングポストを設置したのはこちらからの10カ所要望だったとお伝えしました。仙南広域、白石市、大河原町、角田市。それで、ここについては異常の警報アラームが届くのですが、さっき、今ご指摘のように、設置していないところはどうなんだという議論がありましたので、今、環境省に、設置していない自治体にもアラームが鳴るように調整、お願いしております。理事会にそれを諮るつもりでおります。ただ、要らないという自治体もありますので、柴田町は欲しいということで手を挙げたいと思っております。

ですから、柴田町が設置しているモニタリングは、異常値を起こす前に恐らく大河原町で起こしていると一般的には考えられるのではないかと。角田市のほうも近いものですから、そちらのほうが起こしているのではないかとということで。飛び越えて来るということは、いろいろ想定はされますが、その場合はアラームが鳴るようにこれからしていきたいと思っております。

ちなみに、3月20日から24日、第1クールで白石のほだ木を燃やしました。第2クール、4月24日から28日まで角田の堆肥を燃やしました。空間線量は全く変わっておりません。毎日、

家庭から出るごみですね、燃やして大体300から700ベクレル出ておりますが、全く空間放射線量は通常ベースであったということを申し添えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 固定しているモニタリングポストは当然、気象条件なども加味してやっているんだと思うんですが、ただその部分で、ここに出ていないから安全だとしてしまうには、放射能の動きというものは本当に微妙な気象条件で変わってくると思います。その点で、町長もいろんな想定はされると言っておられますが、大河原町を飛び越えて柴田町に来るという可能性もあります。震災直後の、いわゆるインターネット上で出されていた「SPEED I」というデータがありましたが、風向きによって、太平洋上から流れてきた放射性物質が三陸沖を通過して、仙台市あたりを通過して、大崎市、栗原市あたりまで飛んでいったというような「SPEED I」のデータが残っています。

ですから、いかに微量なものとはいえ、例えばセシウムであれば30年間は半減期を迎えないわけで、7年だから、二、三年は残るわけで、自然界にある限り減衰はしないと。しかし、風向きや気象条件によってそれは移動するということは、もう放射性物質の常識なので。

その部分で、例えば大河原町で出ていないから安心だとすることは危険だと思うんです。当然、手を挙げて、固定式のポストを設置するということが一つありかなとは思いますが、ただそれと同時に、柴田町の中でも移動式の検査を、例えば試験焼却をやっている間にすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やっぱり、広沢議員と違うのは、原発のように大量のやつが発生したのと、仙南クリーンセンターのごみの焼却場は違うということをご理解いただかないと、この議論はかみ合わないと思っております。

仙南クリーンセンターからは、バグフィルターで99.9%出ないという前提で我々はやっております。出たというのであれば、最終的には6クールが終わったときの土壌検査ではっきりするのではないかなと思っております。

私としては、400ベクレルが終わった段階で土壌検査をすれば、もっと心配する方は納得させられると心では思っているんですが、何せ理事会なので、それは6クールが終わってからちゃんとやるんだからいいのではないかとということで、今回、土壌検査はしておりませんが、最終的に漏れているということであれば、漏れているほうが最終的にどのくらい漏れたのか、土壌検査した結果を、そちらはそちらなりでやらないと、またこちらは信用できないという話に



なってしまいますので。では、99.9% 0.01漏れているのであれば、どのように漏れて、影響を与えるのか、そろそろそちらの心配するほうも示す時期ではないかなと思っております。

いろいろ見てみますと、我々がはかろうとしているガスの吸引方法についても、これは納得いかないと言われますと、何をもとに皆さんにお知らせしたらいいのかわからなくなってしまいますので、やっぱり漏れているということであれば、空間放射線量か土壌検査で最終的にこのぐらい、0.01漏れているということを、そろそろ科学的に根拠を示していただかないとダメな時期が、6クールが終わった後に出てくるのではないかなと思っております。

そういった意味で、我々は99.9%。もう一関市でもやっているし、福島県でもやっておりますね。もう本格焼却が終わっております。仙台市ももう本格焼却が終わっております。そのときに、何ら異常値は発見されておられませんので。柴田町にも、常設の空間放射線をはかるモニタリングポストがありまして、今回でも異常は見当たりませんので、そうしたいろんな心配をすることはやぶさかではありませんが、やっぱり空間放射線量は漏れていないという前提でやっていかざるを得ないのが私どもではないかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 町長が言っているような、大量に漏れるということを想定しているわけではありません。それは前から言っているとおり。当然、バグフィルターの性能に関して見解の相違はあることは間違いありませんけれども、放射性物質というものは一旦出れば微量であっても、少なくともあと二十二、三年は半減期を迎えない、現在のセシウムであればですね。それが積み重なって、気候条件によっては集まるところもある。それはもう証明されているのは、自然界において漏れ出た放射能が集まって、ホットスポットというものを形成するということが言われていますし、それは実際に発見されている部分もあります。

いかに99.9%であろうと、100%ではない限り、微量な放射能が漏れていることが想定されるので、それが要するにクールごとに、1週間ですね、出されて、微量ずつ漏れていると前提にしますが、99.9%なので。それで、その残りの0.01%、バグフィルターで捕らえ切れなかったとされるものが外に出て、それは消えてしまうかということ、そうではありません。半減期を迎えるまでは移動を繰り返すだけです。それが、やはりまとまってしまうと一定量になることもあり得るので、そういう部分も想定した上でやるべきではないかということを行っているんです。

だから、町長が言っているように、原発のように大量に一気に漏れ出すということを私達も想定しているわけではありません。いかがでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やっぱり最終的な基準は1ミリシーベルト、国際放射線防護学会の案件で、国では1ミリシーベルトというものを基準にしております。それは、1時間当たり0.23マイクロシーベルトを超えないようにという、この基準を我々は採用せざるを得ないということでございます。

いろいろな放射能が漏れていても、0.23よりも下の数字、下限値以下ですね。下限値というと0.1ぐらいですかね、0.2、そのぐらいの以下のやつが幾ら積み重なっても0.23を超えないと判断しておりますので、直接的危険を及ぼす蓋然性は低いのではないかという考え方を持っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 平行線の議論のようですけれども、微量であっても出たものがなくなることはないという前提においては、例えばそれが直接的に自然界にあるというだけではなく、呼吸の中で人体に取り込まれたりなんていうこともあります。ただ、そこまで調べろとは私も言いません。それはそれこそ地域住民みんなということになってしまいますから。

ただ、その部分において、1つは心構えとして、試験焼却をやるのであれば、それぐらいの調べるような姿勢を見せていただきたいということと、もう一つは、やはりあくまで99.9%を除去できるという環境省の見解に依存しているわけですが、独自の考え方として、きちんと現地の自治体が認識を持っている必要があると思います。

その意味では、先ほどの、異常数値が起こった、あるいは検知されたという場合のマニュアルでもきちんと各自自治体ごとの意識をはっきりさせておくということが必要だと思います。例えば、柴田町の定点のポストだけではないところと、繰り返しになりますが、一時は各学校の校庭とかそういうところで、職員だったり、臨時職員の人が行って計測をするというようなことがありましたが、今回の場合、気象条件でどこに飛んでいくかわからない。それで、変化を捉えるためには、それぞれ定点ポストだけではない動きがあってもいいのではないかと思うんですが、再度聞きますが、携帯式の空間放射線量をはかる機器を持って、町内各所を、少なくとも試験焼却をやっている間の変化をとるといようなお考えはないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 細部、毎日、極論ではございますけれども、やればそれにこしたことはないと思いますが、モニタリングポストを安心・安全のためということの一つとして設置した市町村もありますし、あと、それを随時チェックできることもあります。それと、柴

田町においてもモニタリングポストが、文科省でありますけれども、ついていまして、随時計測しております。それと、町内45カ所については、前は毎週でしたけれども、今は毎月計測しておりますので、そういった体制をこのまま続けていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 補足。町長。

○町長（滝口 茂君） もし心配であれば、毎月45カ所ではかっておりますので、その期間にあわせて……測定することはできる……測定することはできております。柴田町も45カ所をはかっておりますので、もし心配というのであれば、その焼却している期間に集中してはかるということは可能ではないかなと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

ただ、やっぱり全体の知見を見ていただかないといけないのは、大河原クリーンセンターで4,000ベクレルの放射能が出ていたことは、1年間ずっと我々は一般の家庭から出る瓦れきとか、それからお風呂場の灰、そういうものを燃やして、1年間4,000ベクレル以上で生活をしてきた時期がございます。それから、3,000から2,000ベクレル、これは平成24年7月から10月まで4カ月、その中で生活しております。それから、平成24年から2年間、2,000から1,000ベクレルで生活しております。1,000ベクレル以下は、もう平成26年7月から30カ月、そうした中で生活しております。

今、仙南クリーンセンターでやっているものは、大体400から700ベクレルです。燃やしても燃やさなくても、この値の中で我々は生活していると、こういう事実もございますので。念には念をとということであれば、柴田町常設のものがありますけれども、そこも異常はありませんが、それでも移動式のものをとということであれば、第3クールについては柴田町は調整して、そのときにはかって、もしはかって安心ができれば広沢議員も一歩、ご理解が進むのかなということなので、ぜひそれはやっていきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） では、それはぜひお願いしたいと思えますが、ただ、今の町長のご答弁の中にある、通常の日常生活から出されるごみの焼却にかかわって放射性物質が多量に出ている時期があるということについては、当然事実としてそうなのでしょう。ただ、その考え方を一つぜひ理解というか、考えていただきたいことは、先ほど町長のご答弁の中にも出てきた、国際の放射線防護委員会ですね。これはNPOですが、例えば検査を行う国際原子力機関 IAEAでありますとか、あるいは国連のWHOであるとか、そういう団体や、あるいは各国の研究機関などが加わってつくっている、世界的に権威のある団体です。

その中で、世界的な、ガイドライン的に出されている放射能の拡散についての見解ですね。

当然、前にこの議会で私が取り上げたこともあります、私たちの身の回りというのは、自然界の放射線を絶えず浴びている状態にあります。当然、これは前にも笑い話になりました、私の体からであっても放射線が出ています。それがどれくらい出ているかは体重に比例するというので笑われた記録がありますが、そういう状況、あるいは、私は以前、骨折して、骨折した直後は1週間に1回、レントゲンを撮っていました。そのレントゲンというのは放射線を浴びます。少なからず被曝をします。そういう人間の暮らしに役立つ部分の被曝というのは、一つ、拡散というか、人間の利益になるということで、放射能の被曝という点では排除されないというのが国際防護委員会の考え方です。

それと同時に、自然界の放射能というのは防ぎ切れない。これもまた排除できないということで、やむを得ないものと考えられています。

そして、震災直後の瓦れきや、あるいは生活ごみの中に含まれてしまった放射能について、これが実際に我々に対して利益をもたらすかどうかという点については当然、利益はもたらしません。ただ、生活ごみを処理しないということは、事実上、私たちが暮らしていく上では不可能であります。

ですから、その時期に、例えば高い放射線量が出ていたということはやむを得ない範囲として、国際放射能防護委員会のガイドラインからいってもやむを得ないものに分類されるのではないかと思います。

しかし、今回の試験焼却について、当然、町長の反応は、きっと農家の人が困っているから、その困っている人の状況を解消するために役に立つ焼却だと言われるかもしれません。しかし、国際放射線防護委員会のガイドラインから照らし合わせると、既に放射能を含んでいるとわかっていて、では少なからず……リスクの量、あるいはリスクの程度については見解の相違はあると思いますが、全くリスクがないとは言われないうちではいるんですが、拡散をすれば、もしかしたら不利益が起こるかもしれないという試験焼却について、やはりやむを得ないものとは考えられないというのが私たちの考えです。

それと同時に指摘しなくてはならないとは思っていることは、今、燃やされている稲わらや堆肥、そういった農業系の放射能汚染廃棄物ですが、町長、全県の市町村長会議で、特に農業系の放射能汚染廃棄物の対応について、仙北の自治体と温度差を感じたことはなかったでしょうか。というのは、明らかに仙南の幾つかの自治体と、例えば栗原市や登米市という点では、震災直後からの放射能に汚染された農業系廃棄物の保管についての取り扱いが明らかに違っているんです。それこそ栗原市や大崎市といったところでは、実際も支援して、その保管場所を

防護壁で囲って、それで保管に関しては畜産農家個人の負担に依存するのではなく、農水省で持っている、放射能に汚染された農業系廃棄物の保管にかかわる補助金なども活用して保管をしてきたという経過があるんですが、残念ながら仙南広域にかかわる自治体では、そういう支援ができていなかったということもあって、今の状況にも至っているのではないかと思います。

その理由は、それぞれの自治体、いろいろ事情があったんでしょうが、悪弊で、近隣の自治体が何かをやるのではないかと。何かをやれば、それを模倣すればいいのではないかとというようなこともあって、結局、思考停止のような状態に陥ったのではないかなとも思いますが、そういう部分もあって、今の状況というものはできていると考えています。

本題に戻りますが、そういう部分で言うと、町長が言っておられる、以前であれば一般のごみを燃やしても1,000ベクレル以上出ていたじゃないかというのは、明確に考え方は変えていただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ここが心配される方との見解の大きく違うところですね。今回、福島から出されたものは、全般に降り注ぎました。ですから、家庭で外に出て、庭の草、それから枝、剪定したやつ、それは一般の家庭ごみとしても焼却して、あるときには4,000ベクレルも燃やした時期がございました。

なぜ、農家の人、同じ稲わら、草ですね。同じほだ木、これは木ですね。なぜ、農家の人のもを燃やしてだめなのかと。法律上は一緒に燃やせるという状況でありますので。我々首長としては、生活ごみがよくて、なぜ農家の方が持っている稲わらとかそういうものがだめなのかという疑問がいつでも残っております。

それから、ICRP、詳細に私もわかるわけではないんですけども、やっぱり国はこの基準に従って、一応1ミリシーベルト以下、0.23マイクロシーベルト、空間放射線量で決めて、我々自治体に流して、よこしております。これに基づいて、大阪の瓦れき裁判でも、国の放射線、防護の現場においても採用されているということで、大阪で岩手県の焼却を依頼した裁判があるんですが、平成29年3月に結審をしておるんですが、そのときは1万5,300トンの、そのうち115トンの試験焼却も燃やしております。焼却灰は2,000ベクレル以下、裁判では勝訴ということ。訴えたほうは敗訴ということでございました。その敗訴の判決の判断内容を見ますと、やっぱり出ているということの実証ができなかったことが敗因で、高裁には延べないということがございましたので、私どもとしては、やはり国際防護学会の、国から示されている範

圏内でやらざるを得ないという認識であります。

それから、一時保管と簡単に言うんですけども、一時保管の補助金は、あくまでもコンクリートでがっちりする恒常的な保管方法ではございません。あくまでも一時保管のためなので、永久的にそこに保管して減衰を待つ施設ではないということでございますので、仙南ではそれは採用しないと。1カ所にまとめろとよく言われるんですが、ではどこにまとめるんですかということになると、いや、いっぱい反対する人は、自分のところにそれをつくるから焼却しないでもらいたいというんであれば少しは考えるんですが、一時保管は行政で決めろと。これでは、またそこに集めるときに反対運動が起こりますよね。という懸念がある。

ですから、仙南での優位性というものは、最終処分場がしっかりしているということです。きちっと下にビニールシートをして、上にビニールをかけて、放射線が出た焼却灰については屋根のかかっているところにおさめておりますので、地下水も出ておりません。それを、白石市の周辺の……反対する人もいると思うんですが、全体としては、白石市の市民は白石市の行政を信頼して、反対運動という、そういうことはないのが、そうではないかなと思いますし、角田市のクリーンセンターにつきましても、周辺住民の方に、安全対策委員会ということで、角田市も仙南広域も行って説明して、いろいろ不安感があるものの、最終的には試験焼却について理解をいただいているものだと思っております。

それが、登米市と栗原市の、私なりに考えたときの違いではないかなと思っております。仙南は、子どもの放射線の、甲状腺の問題もありましたので、いろいろ情報が、登米市、栗原市よりも私は多かったのではないかなと。ですから、それで町民の方々がだんだん放射能に対する理解が進んでいって、最終的には広域の議会でも誰ひとり、試験焼却に対して反対意見を述べた方はいらっしゃらないと。これが、私どもが考えている、一応、議会制民主主義のルールにのっとって、理事長としては、理事会としてはさせていただいていると考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 白石市で反対運動が起こっていないわけではありません。白石市の放射能汚染廃棄物試験焼却に反対する会ができておりますので、白石市でも反対運動は起きています。

やはり、その部分で言うと、結果論で言うと、このままきつと議論は平行線なんでしょう。ただ、共通して考えられる部分というものは、まず間違いなく、私たちも含めて、今回の放射能の問題というものは、国の原子力政策と東電の管理における甘さにより起こった事故の被害者であるということ間違いなくと思います。

それと、特にこの放射能汚染廃棄物の問題については、その事故が起こった後、わざわざ特措法までつくって、8,000ベクレル以下は一般のごみと一緒に自治体の責任で処理をすると国が制度を変えてしまったこと。この制度を変えてしまったことによって、福島原発の事故の大きな責任を、国の原子力政策と、それから東電に対する責任を軽減、免責する、そういう結果になりかねないものになっているということでもあります。

その点で、最後に1つ聞きたいんですが、理事長という立場には聞けないので、町長の個人的なお考えでもいいんですけども、今回、農業系の放射能汚染廃棄物を燃やして処理をする。その中で当然、畜産農家の人たちを初め、これまで保管をした方々は何らかの被害を受けている。それが経済的なものなのか、あるいは実際に家の身近にあつて、絶えずストレスを受けていたということなのかはいろいろあるでしょう。ただ、それについて、その畜産農家の人たちがこれから、例えば国と東電に対して損害賠償を求めると、そういうことになった場合に、例えば町長は、燃やしたから、もうなくなったからいいと考えるのか、それとも国と東電に対してはあくまでも、それこそ柴田町であっても仙南広域であっても賠償を求めるということは考えられると思うんですが、その辺のお考えを伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） なかなか理事長としては、畜産農家の方の意見は聞く場合がありますが、柴田町にはそういう畜産農家がいまありませんので、そういう賠償を求めているのかどうかもわかりませんので、柴田の町長としては、これについてはお答えしにくいと。ただ、仙南の理事長として、各畜産農家からそういう申し出があれば、当然これは一番の原因は東電ですので、認められるかどうかわかりませんが、その支援についてはやぶさかではないと思っております。

まだ、畜産農家が賠償を求めるといってもちょっとわかりませんので。そういう動きがあれば、拒否するのではなくて、支援をさせていただきたいとは思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。（「以上で終わります」の声あり）

これにて13番広沢真君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時再開いたします。

午前11時48分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番安藤義憲君、質問席において質問してください。

〔3番 安藤義憲君 登壇〕

○3番（安藤義憲君） 3番安藤でございます。大綱1問、質問させていただきます。

**学校給食センターについて問う。**

現在の学校給食センターは昭和55年に建設され、運用されています。37年経過し、随時修繕等はしているとのことですが、現在の建物の状況は、東日本大震災の被害もあり、傷みが相当激しく、雨漏りをしている、壁に亀裂が入っている、窓枠がゆがんでいるために窓に虫、ごみ等の進入防止のテープを張っている、暖房機器は東日本大震災のときに壊れ、現在は使われていないなど、学校給食の調理施設としては衛生上、大変よくない不十分な建物です。

そのため、本年度の予算に学校給食センターの修繕費が計上され、修繕が行われますが、それでもまだ不十分な施設であると言わざるを得ません。それは、調理室内の現状として、食物アレルギーを持っている子どもたちに提供する給食を調理する場所がないということです。

建物は修繕し、改善することで長寿命化が図れますが、食物アレルギーを持っている子どもたちの食事をつくる場所は新たに設置しなければなりません。学校給食センターの話では、食物アレルギー対応の食事をつくるためには、個室をつくり、アレルギーのもととなるアレルギーが調理食材に入り込まないようにしなければならないとのことでした。

このような状態の建物の中で調理を続け、児童生徒に給食を提供するという事は、食の安全が脅かされ、食の安心に大きな不安を与えるのではないのでしょうか。児童生徒の保護者たちに安心してもらうためにも、速やかに建てかえをすべきです。

このような状況をどのように受けとめているか伺います。

1) 平成30年度、柴田町内小中学校での食物アレルギーを持っている児童生徒の人数と割合は。

2) 今後も食物アレルギーを持っている児童生徒に対し、給食を提供することはないのでしょうか。また、食物アレルギー対応の調理用個室を新設し、給食を提供することはできませんか。

3) 近隣の市町では、食物アレルギーを持っている児童生徒に対し給食を提供していますか。

4) 学校給食センター建設等整備基金として1億3,498万円の基金を積み立てたとの説明を受けましたが、その基金によって学校給食センターをいつごろ建設する予定でしょうか。以上でございます。



○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 安藤義憲議員の大綱1問にお答えします。4点ございました。

1点目、児童生徒の食物アレルギーについてです。

平成30年5月1日現在、町内の小中学校で食物アレルギーを有するため、給食に特別な配慮を行っている児童は35名、生徒は10名、合計45名です。対応の内訳ですが、献立表をもとに食材の一部除去で対応しているのは41名で、そのうち牛乳を停止しているのは18名です。また、毎日弁当を持参しているのは4名です。

食物アレルギーを有しているため、給食に特別な配慮が必要な児童生徒につきましては、保護者から学校長に申請書を提出していただいております。

給食センターでは、学校長からの給食停止または給食停止解除の決定通知を受け、その旨を教育委員会に報告し、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に対して、給食の詳細献立と使用食材の成分表を送付するなどして情報提供しております。給食センターから保護者への情報提供は、必ず学校を経由して行っております。

今後も、食物アレルギーを有する児童生徒の状況について、学校、教育委員会、給食センターが相互に連携して共通理解を図り、情報の共有に努め、関係職員に周知徹底を図ってまいります。

2点目、食物アレルギー対応給食の提供についてです。

柴田町では、平成27年3月に文部科学省から出された「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、食物アレルギーを有する児童生徒への対応を実施しているところです。現在、給食センターでは、提供する給食の使用食材を全て記した詳細献立、使用食材の成分表を対象児童生徒の保護者と学校に提供し、保護者と学級担任、学校が給食内容の情報を共有することにより、給食から食物アレルギーの原因物質を容易に除去することができる体制づくりに努めています。

また、極めて少量の原因物質を体内に取り込んでしまっただけでも重篤な症状となる心配がある4名については、保護者からの申し出により給食を停止しておりますが、原因物質を全く含まない給食献立と判断される場合には、保護者からの申請を受けて、給食を提供しております。

食物アレルギーを有する児童生徒に給食を提供する場合、安全性が最優先であり、食物アレルギーの原因物質の完全除去対応が原則となります。食物アレルギー原因物質の混入を防止す

るためには、調理器具や食材などを個別管理し、なおかつ調理作業工程と担当者も区別して実施することが必要となりますので、現在の給食センターの設備では食物アレルギー対応食の提供は困難です。

また、現在の給食センター内に食物アレルギー対応専用調理室を設けるためには、現在の施設の約1.5倍の建築面積が必要と見込まれるため、現在の調理作業工程全般に大きく影響してしまい、衛生管理基準を満たすことさえ困難になるため、食物アレルギー対応専用調理室を新設することはできないと考えております。

3点目、近隣市町の食物アレルギー対応給食の提供についてです。

近隣市町で現在、食物アレルギー対応給食を提供しているところは、白石市、村田町、角田市の2市1町です。白石市と村田町では平成27年8月から、角田市では平成28年8月から実施しており、いずれも給食センター新築に伴い食物アレルギー対応専用調理室を整備し、提供しております。

4点目、学校給食センターの建設予定についてです。

新学校給食センター建設につきましては、これから整備内容、手法、場所などについて調査検討してまいります。当分の間は安全管理維持に努め、建物の大規模改修などを行い、施設の長寿命化を図ってまいります。建設時期につきましては、総合体育館など、ほかの大型プロジェクトや町の財政事情など総合的に判断し進めていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 安藤義憲君、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 昨年、給食センターに行って、見せていただきました。このときに、アレルギーについて、どの程度の人数がいるのか、学校給食センターの職員に聞きましたところ、総勢として、平成27年が3,263人のうち、アレルギー対応の子どもたちが31人で1%。平成28年が同じく3,272人で、33人のアレルギー対応の児童生徒ということで、これも1%。平成29年、昨年でございます。3,207人で、37人のアレルギー対応の子どもたちがいるということで、割合として1.2%と教えていただきました。

ただいま教育長の答弁にありましたとおりに、45名の児童生徒数がいるということでございますが、総数に対して45名という、その総数というのは何人の生徒数で、割合的に何%になりますか。それを教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 平成30年5月1日現在の児童生徒は2,879名になりますので、ち

よっと割合なんですけど、申しわけありません、割合に関しては、ちょっと詳細にはつかんでおりませんが……。

○議長（高橋たい子君） 出ますか。

○教育総務課長（森 浩君） はい。1.5%になるかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。

今の答弁にあるとおりに、確実にアレルギーを持った子どもたちがふえていると。要するに、総数は減ってきているのに割合がふえているということは、そういうことだと思うんですね。

町としてのこれからの計画等で建てることは難しいという返答でございましたが、学校給食法によりますと、この目的は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とし、その目標として、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。2つに、食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと等々、目的及び目標というものが学校給食法にうたわれているところでございます。

ただいまの答弁では、申し上げましたとおりに、いろいろな町の計画によって、なかなか建てかえるということは難しいというお話でございましたが、学校給食法の目的及び目標等々を見ていくと、これはやはり子どもたちの健全、食育というものを願うならば、建てかえることを優先的に考えていかなければならないのではないかと思うわけでございます。いかがでございましょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） アレルギーをお持ちの児童生徒であっても、本来であれば給食の時間に同じメニューで、アレルギー対応をした給食と一緒に給食を食べることができるということが本来一番よろしいかとは思うんですが、今の給食センターの施設整備状況では、それが提供できない、まずそういう方が4名おります。ただ、そのほかの方に関しては、乳製品、牛乳等を除けば、給食を皆同じように、給食の時間に食べることができるという状況にはなっておりますので、議員おっしゃるとおり、その4人の方も本来であれば、除去された給食と一緒に食べることができるというのが本来の理想ではありますが、今のところの給食センターの状

況で最大限対応できるということで、今、除去できる方は成分表等に基づいて、除去して給食を食べているという状況ですので、今後、新学校給食センターが建設される際には、やはりそういうことでアレルギー食に対応した専用室をつくって提供していきたいとは考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 関連するところでございますが、町内の保育所での5歳児に関してで結構でございます。5歳児の子どもたちに関してのアレルギーの子どもというのは把握しておりますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 3保育所ありますけれども、5歳児だけでよろしいですか。（「はい」の声あり）5歳児だけですと、3人というようなことになります。（「5歳児を対象とした数で結構でございます。対応と……」の声あり）5歳児でアレルギー対応ということでさせていただいているのが3人ということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。

その3人というのは、アレルギー対応であるということだけで、いわゆる学校に上がったときには弁当持参とか、あるいは牛乳、あるいは成分表に基づいてのアレルギー対応の子どもたちであると、どちらになるかは詳しくはわかりませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 入所の際に必ず面談等をしまして、それから医師からの診断書、それから証明書ということで添付していただきます。それに対応するように、今度は栄養士が個別面談をして、そのアレルゲンとなるものを除いた形で給食を提供しているという方が3人ということになります。程度のぐあいまではちょっとわかりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） どうもありがとうございます。

このようにアレルギーを持った子どもは確実にふえているということが現実でございます。給食センターの持つ役割、使命というものは、先ほど申したように、学校給食法であれ、目的とかそういうものにうたわれているところでございますので、町の情勢云々ということはまず2番目にしましても、やはり将来、柴田町を担っていく子どもたちのためにやっていかなければならない最優先課題ではないかと私は思うわけでございますが、その辺のところをもう一度確認させていただきます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 新給食センター建設の際には、今、対応できていないアレルギー食への対応がまず最優先課題であることは、教育委員会としても最優先課題ということで考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） それで、学校現場としては、直接の親に、そのアレルギーの中身といたしましょうか、対応をどういうふうに、どういうアレルギーを持った子どもなのかということ学校現場では聞いているということでございますけれども、例えば幼児施設と学校と、年に数回、連絡協議会というものを、いわゆる幼小連絡会というものを設置しております。そこに、学校からの情報提供、あるいは施設側からの情報提供をしているのが現在進行しているわけでございますけれども、そこにいろいろと、子どものアレルギーのことも含めながら、あるいは子ども自身の体の事柄、あるいは性格とかということまでいうと、なんでございますけれども、そういう情報交換をしている場所があるんですが、そういうところに、食物アレルギーというものに関しての情報を提供していただくということはあるでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 先ほどの森議員にもお答えしたんですが、児童生徒に食物アレルギーがあるかないかということで、学校でも調査をしております。現実的には、まず入学される際に就学時健診、それから一日入学等がございまして、その際にまず保護者からの申し出がございまして、それに加え、今、安藤議員が言われるように、幼保小連絡会の中で、今度、学校に上がるお子さんが、幼稚園なり保育所の先生方から、給食等に特別の配慮が必要な子がいますよということで、この子はどういうアレルギーを持っていますよということで、幼保小連絡会の会議で引き継ぎが行われていることが今、現実です。その引き継ぎをもとにして、学校でも保護者からの申し出、そういう調査等を整理いたしまして、間違いなくその引き継ぎを受けた事項に関して、学校生活の上でそちらを配慮していくということで、今そういう流れになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。

そういうふうな情報を共有する、あるいは情報の提供というものは、やはり学校運営をするにも大変大事なことだと思います。

それで、当然同じように町内の保育所等々も対応されていると思うんですが、そのとおりで

よろしいのでしょうか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 同様のことをさせていただいております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 3番（安藤義憲君） ありがとうございます。

そういうふうにして、子どもたちのことを、食べ物というもの、食物のアレルギーというものに対して、今はいろいろ細かい、牛乳であれ卵であれ、あるいは小麦粉であれ、そういうことで、午前中の同僚議員のアナフィラキシーの件でも出たとおりに、ショック死ということが出てきます。そういうことのないようにということで、給食も提供されているということです。

給食を出すということは、子どもたち全員が同じものを食べ、同じ栄養をとりながら、もって学校生活を援助してやるというところだと思うので、そのためにアレルギーを持っている子どもたちの食事を制限する、あるいは家庭にお昼のお弁当を持参するようお願いするとか等々いろいろと言われるわけでございますけれども、先ほど、白石市、角田市、村田町の給食センターでは対応するような施設をつくってあると。隣町の大河原町は、現在工事が進行している状況ですけれども、大河原町でも新たに建てる給食センターは、やはりアレルギー対応の施設を設けるということを十分に検討して、それを計画の中に入れているということでございます。

建てるとなると、1.5倍の広さであり、金額的にも相当数の予算がかかるというようなお話でございました。町で現在計画しているいろいろな、総合体育館の件であれ、図書館の件であれ、やはり何かを、優先順位をつけてあげなければならないことが大事なのかな、考えなければならないのかなと思うわけでございます。

ああいうショック死のようなことに至らないためにも、十分な配慮をすることが大事なのかなと考えておりますので、ぜひ学校給食センターにアレルギー対応の食を調理する場所、現在の建物の中においては難しいという話でございますけれども、新築されるのがベターだと思うんですね。これは、文教厚生常任委員会の報告の中にもありましておりに、大規模改修して長寿命化を図るよりも建てかえをすべきであるという提言もあります。そういう提言をもとにしても、建てる場所、どこになるか、あるいは建てる規模、そこに中身的にアレルギー対応の調理する場所をつくるということをする、修理しながら長寿命化と、長もちさせながらというよりは、この提言にのっとった形で学校給食センターを新築され、そしてその中にアレルギー対応の調理室用個室を設けるべきではないかと考えておまして、質問を終わらせていた

だきます。ありがとうございます。

○議長（高橋たい子君） これにて3番安藤義憲君の一般質問を終結いたします。

**暫時休憩いたします。**

午後1時28分 休 憩

---

午後1時29分 再 開

○議長（高橋たい子君） **再開いたします。**

次に、10番佐々木裕子さん、質問席において質問してください。

〔10番 佐々木裕子君 登壇〕

○10番（佐々木裕子君） 10番佐々木裕子です。大綱2問、質問させていただきます。

1問目。

**各種イベントにおいて、おもてなしの拡充を。**

ことしは全国的に桜の開花が早まり、桜まつりの開催日時を繰り上げるなど、観光客への対応に苦労した自治体も多く、我が町も「しばた桜まつり」の予定日を急遽4月5日から4月1日に繰り上げて開催しました。

柴田町では、今春に向け「集客力向上による稼ぐ力強化事業（地方創生拠点整備交付金事業）」を活用し、観光物産交流館「さくらの里」内の飲食や休憩スペースを増改築し、団体客の受け入れを図ったほか、船岡城址公園山頂の売店「天空カフェ」建てかえやバリアフリー園路整備として、山頂スロープカー付近から船岡平和観音像までの歩道を緩やかな勾配でスロープを整備し、高齢者や身体の不自由な方、車椅子でおいでの方など誰もが山頂へ行けるよう対応しました。また、仙台藩家臣の原田甲斐と柴田外記の供養塔を観音像近くに移設したことで、今後は多くの観光客の目にとまることとなり、大変うれしく思っております。そのほか、白石川千桜公園の整備を行ったことで、観光客の受け入れ態勢の幅に広がりが見えたと思っております。

町はこれまでも「花のまち柴田」を掲げ、「おもてなしの心」をキャッチフレーズとして、観光誘客に向け、報道機関や情報誌、ホームページ等で広く情報を発信し、またインバウンド対策として、大河原町との2町連携によるプロモーション活動を行うなど、さまざまな趣向を凝らし、国内外に柴田町のすばらしさを発信しています。

その結果、年々入り込み客数が増加をたどり、ことしの桜まつりでは25万3,000人と、昨年より7,000人も観光客がふえました。

さらに、インバウンドプロモーション活動等により、外国人観光客数も年々ふえていることから、柴田町ではおもてなしの一環として、観光案内所に英語による観光案内や道案内ができるスタッフを配置し、外国人観光客をもてなしています。

ことしは、新たな試みとして、これまで町内の小中学生が放課後英語楽交活動で、桜について学んだ英語を、桜まつり会場をお披露目の場とし、ジュニアおもてなしボランティアとして、外国人観光客へおもてなし活動を行いました。子どもたちにとって大変いい経験であり、自信が持てたものと考えております。今は、学ぶべきことが多いでしょうが、体験を重ね、人と触れ合う中で、人として成長していくものと思っております。

今後もこのような場が必要と考え、質問いたします。

1) ことしの桜まつりでは、整備が進んだこともあり、高齢者や車椅子でおいでの方を多く見かけました。そのような方々へのおもてなしとして、さらなる対策を考えておりますか。

2) これまでも何度か質問しましたが、庁舎前から船岡城址公園にかけての誘導灯の設置は、おもてなしをする上で重要と考えております。どのように町はお考えでしょうか。

3) 御館橋付近の信号では、大河原方面から船岡城址公園方向への右折車線がなく、桜まつりなどのイベント時には渋滞が続くため、長い時間抜け出すことができなくなります。右折車線を設置することで、渋滞が緩和できると考えます。これもおもてなしにつながるものと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

4) ことしの桜まつりでは、小中学生が英語によるおもてなし活動により町のイベントスタッフとして参加しましたが、そのほかに今後、子どもたちが町とのかかわりや人と触れ合う場へ参加する取り組みなどを考えていますか伺います。

大綱2問目。

#### **学校給食センターの建てかえ等について。**

学校給食センターは昭和55年に建設し、昭和62年に西側部分を増築しました。その後、随時修繕はしていますが、建物に関して大規模改造のような工事は行われず、37年が経過しています。

まだまだ建てかえには至らない施設と認識しておりましたが、ことし1月の文教厚生常任委員会で現状を確認し、「経年劣化により、改修箇所が多数である。国の基準も満たしておらず、保健所からの指導もあるが、対応できていない」「大規模改修して長寿命化を図るよりも建てかえをすべきである」と指摘しています。

このことは、子どもたちに対し、安全・安心な給食を提供することについて、限界が迫って



いるとも受け取れるのではないのでしょうか。

今年度、「柴田町防災拠点・総合体育館基本設計」が進められ、大きな公共事業を抱える中、学校給食センターは屋上防水工事などの予算が計上されていますが、建てかえを含めた対策が必要と考えます。

そこで伺います。

1) 公共施設等総合管理計画では、建設後30年で大規模改修、60年で更新とされていますが、学校給食センターも同じと考えておりますか。

2) 建設用地として考えられる場所等は。

3) 柴田町防災拠点・総合体育館は、非常時に避難場所として活用されることにはなりますが、その建設用地内に学校給食センターの建設は考えられませんかでしょうか。

4) 仮に、総合体育館に隣接して学校給食センターを建設した場合、避難した方々に食事の提供が可能になると思いますが、町のお考えを伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木裕子議員、大綱2点ございました。

まず、1点目、各種イベントにおいてのおもてなしの拡充で、4点ほどございました。

1点目、高齢者や車椅子利用者へのおもてなしです。

現在、船岡城址公園内の7カ所に園内の案内板を設置していますが、高齢者や車椅子利用のお客様にもぜひ山頂まで足を運んでいただけるよう、順次、既存の案内板を改修し、山頂周辺のバリアフリー園路等の道筋を表示していきたいと考えております。また、案内パンフレットや各種イベント用のチラシにも掲載していきたいと思えます。

2点目、平成29年度の事業で、原田甲斐と柴田外記記念碑の移設や船岡城址公園山頂周辺の園路等の環境整備にあわせ、スロープ山頂駅から船岡城址公園、船岡平和観音広場までの園路沿いに誘導灯を整備しました。現在、早朝から夕方にかけて、多くの町民の方々が山頂まで歩いて登っています。また、桜まつりやイルミネーションのイベント開催時は、夜も歩いて登っている方もいます。

このようなことから、次は船岡平和観音参道入り口から山頂までの園路沿いに誘導灯を整備したいと考えております。

なお、庁舎前から城址公園にかけての誘導灯の整備につきましては、地域の方の意見も伺いながら、周辺の環境に適した魅力のある誘導灯の整備を考えていきたいと思えます。

3点目、御館橋付近の信号機に右折車線ということでございます。

ご提案いただいた交差点付近への右折車線の設置ですが、県道の幅員が狭いため、現状のままでは独立した右折車線を設置することは困難な状況でございます。桜まつり期間中における渋滞緩和対策として、特に満開時の週末には、当該交差点から大河原方面に向かって渋滞が発生した際、または渋滞が予測される場合に、大河原町方面から来る車両については、当該交差点を右折せずに直進するよう誘導し、次の、柴田郵便局手前、はたはたさん脇の交差点を右折して、しばたの郷土館前駐車場に向かうよう交通誘導を行っております。

さらに、しばたの郷土館前駐車場や役場職員駐車場、役場駐車場が満車のときは、船岡小学校などの臨時駐車場をご利用いただくよう誘導し、渋滞緩和を図っております。

4点目、毎年、桜まつり開幕前の3月に開催するおもてなしクリーン作戦に多くの子どもたちが参加していますが、特にことしは船岡中学校と船迫中学校の生徒と先生方、約260名に参加していただき、町民の方と一緒に白石川河川敷の清掃活動を行っていただきました。

また、「産業フェスティバル」や「招福まつり」、「メタセコイヤの奇跡！光輝け槻木駅」の点灯式など、町のイベントにも多くの小中学生が参加しており、町の行事への参加や町民との触れ合いを通じて、地元への愛着や郷土愛は育まれているものと考えております。

大綱2点目、学校給食センターの建てかえでございます。4点ほどございました。

公共施設等総合管理計画における、建設後30年での大規模改修や、60年で更新していることについては、あくまで将来費用を積算するための前提条件ですので、新学校給食センターの建設年度等について予定しているものではございません。

新学校給食センターの建設は、総合体育館や図書館の建設とともに大型プロジェクトとなります。現在は、設備の改修などにより長寿命化を図っているところであり、建設時期につきましては、他の大規模プロジェクトの動向を初め、町の財政事業、実はここに来て国の補助金の動向が大きな、建設時期に影響を及ぼしてくるということでございます。どなたかにもご発言申し上げましたけれども、これまでは、38年の学校の大規模改修が、40年以降でないと優先順位が一番下ということで補助金がつかなかったと。隣の大河原町でも補助金につかないという状況にありますので、ここに来て国の補助金の動向も判断材料に影響してくるということをご理解いただきたいと思います。当面は、改修しながら、建設費用の財源が大きな課題でありますので、着実に学校給食センター建設等整備基金への積み増しを行ってまいります。

次に、建設用地として考える場所等についてですが、これまで話題になりました場所は、船岡公民館、船岡小学校の前ですね、それから槻木小学校の北側、農振白地、それから入間田、

農業改善センターとか四日市場等々、話題です。あくまでも話題になりました。でも、学校給食センターの建設用地選定に当たっては、法的要件や用地面積等さまざまな条件を考慮する必要がございます。簡単には建てられないということです。

学校給食センターは、建築基準法では工場として区分され、立地可能な用途地域は、準工業地域、もしくは工業地域、工業専用地域のいずれか、もしくは用途地域以外となります。用地面積は、現行の学校給食衛生管理基準に適合したセンターを建設するために必要な敷地面積を有していることが望ましく、電気、水道、下水道などインフラ整備が整っていることも必要となります。また、調理による臭気や車両の出入りなどが伴うことから、周辺環境に配慮して建設する必要もあります。これらの条件を踏まえて、建設工事の選定を行うこととしております。

3点目、2点目で学校給食センター用地の条件について、法的要件やさまざまな条件があると回答しましたが、（仮称）総合体育館建設用地は工業地域となり、用途地域の条件には合致しますので、新給食センターの建設用地の一つの候補地として検討するという事はやぶさかではございませんので、これはやっぱり議会の皆様のご理解も得られなければならないと。初めて、議会で正式に総合体育館の建設用地にというご意見がありましたので、これも今後検討させていただきたいと思えます。

4点目、仮に総合体育館に隣接した学校給食センターを設置した場合、避難した食事の提供云々ということでございます。

新学校給食センター建設の際に、災害時の避難された方への応急給食施設と位置づけ、調理機器や食品の備蓄など防災機能を備えた施設とすることにより、食事提供は可能となると考えております。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 佐々木裕子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） まず、1問目、おもてなしの拡充をとということで。今回、車椅子の方とかを随分見かけられました。そこで、先ほど町長の答弁によりますと、順次そういう方々のために看板なり、そういうものを設置していただけるという答弁をいただきましたので、少しでも早目に、これからまた次々とイベントが行われますので、それに間に合うようにつくっていただければなと思えます。

車椅子の方が、たまたまことしは、ちょっと登り口がわからず、車椅子に乗った方を1人の方が押しながら御館橋から登ったものですから、あそこは健常者が登っても大変息切れする。私もたまに登ることもありますがけれども、大変急な坂となっております。そういうことで、やっぱりこういう看板なり案内板なり必要ではないかなと思って質問させていただきました。

そういうことですので、あとそういう御館橋の登り口とか、それから千桜公園のほうに行きますと、あそこもスロープがありますが、そのスロープの中でも、おりるときはいいんですけども、なかなか登るときにちょっとつらいものが、登って行って、また押して登って、戻らなければいけない部分がありますので、そういう部分で、やっぱり案内する方なり、そういう方を手助けしてくださる方なども整備というか、そういうものもしていただければとありがたいのかなと思いますけれども、どのように思われますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） まず、1つの、御館橋のほうですね。車椅子の方がなかなか登ることに苦労したということもありますので、看板の設置を入れていきたいと考えております。

また、2つ目の、千桜公園のところで、そのスロープをなかなかやっぱり1人で押すことは大変だということで、その補助をする方がやっぱりいればいいということなので、今、観光案内、ちょうど千桜橋の下のところ職員が交代で観光案内をやっていますので、そういった人たちを見かけたら押してあげるとか、もしくは最終的にはこういった車椅子を押していただけるようなボランティアの育成ということも今後考えていかなければならないのかなと思ったところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 今、そういう方も設置していただくことを考えていただけるということでしたが、そういうことも、看板とかそういう案内板にちょっと表示していただけるだけで、皆さんが行きやすくなる。そして、いろんなところも見ていただけるのかなと思いますので、そういうふうにつながるといいますので、そういうふうにしていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 随時、看板の整備をしていくという話を、さっき町長答弁でありましたとおり、そういった表示もあわせて入れていくようにしていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） それでは、1問目は、そういういろんな大勢の方にリピーターとなっていただくために、やっぱり心を込めたおもてなしを届けるために、そういう細かいところにもちょっと気遣いをいただいて、整備を行っていただければなと思います。

次の2問目ですが、誘導灯のことですけれども、これは何度もお話をさせていただいており

ます。やはり、そういうふうには、車椅子の方とか、高齢者の方とか、体の不自由な方がふえてきておりますので、そういう方のためにも誘導灯を、そんなに余り凝ったものではなくてもいいのではないかなと私は思います。そんなにお金をかけなくてもいいのかなと思います。まずは、今、太陽光で充電できるような、そういうものも随分デザインがございますので、そういうものを簡単にちょっと取りつけてみることも一つなのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 庁舎前から船岡城址公園にかけての道路、広い歩道になっておりますけれども、やはり城址公園に案内する一つのルートとして多くの方が利用しているということもありますので、まして夜、利用するということになりますと、太陽光でソーラー的なものもいいんですけども、やはり船岡城址公園を誘導するものとしては、ある程度、景観に合ったものも必要なかなと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） わかりました。それでは、景観に合ったようなものを少しでも早くつけていただけることを願います。

それでは、3問目の信号の件なんですけど、その信号はイベント時だけではなくて、通勤…ここではイベント時ということで書かせていただきましたけれども、とにかくそのところは右折車線ができることだけで大分渋滞は、本当に流れがスムーズになると思いますので、そこにガードマンの方とか、そういう指示の方を置かなくても、そういうふうに通れるのではないかなと思うんですね。これは警察とか、そういう県の絡みも出てきましようが、その辺もう少し県とか警察と話し合ってくださいということではできませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） イベント以外の混雑状況ということで、こちらで把握しているものは、平日の通勤時間帯、多少渋滞が見られるというところでございます。ただし、時間帯としたら、大体午前7時から8時ぐらいにかけての約1時間程度ということで、町内のほかの渋滞箇所とさほど変わらない状況かなと考えているところですので。これがたまたま恒久的に日常いつも混んでいるということであれば別なんですけれども、当面のところは、現道幅員という影響もあるんですけども、今のままで推移を見たいと思っているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） わかりました。いずれそういうことも頭に置いていただいて、検討の

時期が来たら、そういうことを進めていただければと思います。

それでは、4問目の、放課後英語楽交活動の受講者ですけれども、受講する際に何か届けとか、そういう申請みたいなものはあるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 放課後英語楽交の受講ということですが、各小中学校において受講申込書をいただいて、児童生徒の募集をかけて、受講申込書をいただきました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 今、各学校から何名ぐらいずつ受講されているのか、その辺お伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 放課後英語楽交、平成29年度の実績でいきますと、小学校で162名、中学校で37名の児童生徒が放課後楽交に参加しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） では、その子どもたちに教えてくださる立場の方々、そういう方々はどういう方々になりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 放課後英語楽交のコーディネーターとして、宮教大の大学院の学生の方に1人、コーディネーターとしてお願いしております。それに加え、今、柴田町に3人のALTがおりますので、ALTの先生方も放課後一緒になって放課後英語楽交に参加していただいております。

それから、仙台大学に留学生が、中国の方とか台湾の方とかがおります。やはりその学生の方々も英語をしゃべることができますので、その学生の方の協力も得て、参加していただいております。そのほかに、宮城県の「M I A」という交流団体があるんですが、県の団体として。そちらからも、やはり英語だけではなくて、やはり東南アジアの方とか、そういうところで外国の方をお招きして、放課後英語楽交で子どもたちとの交流をしていただいているということで、コーディネーターだけではなく、いろんな方の参加をいただいて、子どもたちが英語の勉強をしているという状況になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） これは、週に何回ぐらい行われておりますか。そのときに、それであると1回何人ぐらい受講されているのか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 小学校、中学校によって、また学校ごとによって、開催日数等はちょっと違うんですが、中学校はどうしても部活動がございまして、ちょっと部活動の活動の日を避けてやっておりますので、月何回かということになっております。それと、小学校もやっぱり学校ごとにそれぞれ回数は違いますが、月、大体4回くらいは開催をしているという状況になっております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。
- 10番（佐々木裕子君） 1回の受講する人数は何人ぐらいになりますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） 申しわけありません。ちょっと、それぞれ1回ごとの参加が何人かということなんですが、学校の規模によって違うんですが、多いところであれば1回36人ということで参加した場合もあれば、やはりそのときの学校の状況によっては6人とか7人とか、ちょっと何かいろいろな子どもたちの中で行事等があって参加できない場合もありましたので、そういう人数には、ちょっとその辺の増減がございまして。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 10番（佐々木裕子君） それでは、その教えていただいているコーディネーターとか、宮教大の方とか、そういう教えに来ていただいている方にはお礼みたいなことで何か差し上げているのかどうか、その辺をお伺いいたします。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（森 浩君） コーディネーターの方には謝礼ということでお支払いはしている状況です。それから、ALTの3人の先生に関しては、ALTの契約をする際に、放課後英語楽交への参加ということも一つの事業ということで組み込んでおりますので、そちらの方に関してはお金の支払いというものはない状況ですが、あと先ほど言ったような仙台大とか県の「MIA」の団体から参加していただいた方にも、やはり謝礼という形で支出をさせていただいております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 10番（佐々木裕子君） 今回の桜まつりで、女生徒がすごく多かったように思いましたが、ああいう活動をした後の子どもたちの感想などというものはちょっと伺っていますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。
- 教育長（船迫邦則君） 子どもたちにとっても、やっぱり緊張した場面であったようで、緊張

した、そして、でも楽しかったとか、将来通訳になりたいというような夢を語ってくれた子どもたちもおります。

そもそもこの活動を、子どもたちに郷土を愛するという心を育てたいというところが、そもそもの発想の起点でございます。そのために、地域の中で、郷土を愛する、町民の方々と触れ合うという場面を探しました。そして、桜まつりのおもてなしのときにはクリーン大作戦というものがあつたので、やはり町民の方々が郷土を愛して、こういう活動をやっている。そういった場をやっぱり紹介して、子どもたちが、では自分たちも参加してみようというのであれば参加してもらおうという形で、今回の中学生の参加にもつながりましたし、外国人のおもてなし活動も、そもそも町民の方々がこれまでやってこられているということ子どもたちに伝えて、その方々たちを見て学ぶということで初年度はいいんだよというような、安心をしてもらいながら参加してもらいました。

今回、活動した姿をDVDに落として、3分程度でまとめて情報発信してあげたいなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） DVDにまとめてということで、それは大変いいことだと思います。そういうことをやって、ほかの出席できなかったお子さん方とか、またこれに携わっていないお子さんたちも、じゃあこの次はやってみようかななんていう思いになれば、また一つ、こういう活動の中で育っていくのかなと思います。ぜひ、これからもそういうものを続けていただきたいと思いますが、あとそのほかに今、町の行事なりそういうものに参加していただいたようでございますけれども、今回、車椅子の方とか、そういう方のために、若い、体力のある子どもたちに、そういう方面でのボランティア活動ももし参加していただければありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） いろいろな場面を探しておりましたので、今の場面も一つのアイデアだなと思って聞かせていただきましたので、校長先生方を通して、子どもたちに投げかけをしてみたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） それでは、いろいろな方面で子どもたちが町の行事なり、また大人の方々と、町内の方々とか、また地域の方々と接する機会がふえるような、そういう取り組みを取り組んでいただければと思います。1問目はこれで終わらせていただいて、2問目に入ら



させていただきます。

2問目の、学校給食センターについてですが、学校給食センターについては何人の方がちょっと質問をされておりましたので、私から本当に、とりあえず1つだけ伺わせていただきます。

3.11大震災を思い起こしました。そのときに一番、食の対応で苦労されたことは皆さんもご存じだと思います。そういう立場におられた方も数多くいらっしゃると思いますので、町というか、行政自体も食事がとれない状況の中で大変だったと思うんですけれども、そういうことで、やっぱり緊急時のライフラインの状況にもよりますけれども、防災拠点と給食センターが隣接するということが大変重要ではないかなと思います。これからのまちづくりの中でも、そういうことは一番重要になってくるのかなと思いますので、ぜひ真の防災拠点が構築できるようにお考えになっていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 新学校給食センター、今後いろいろ調査検討してまいります、新しく学校給食センターを建設された白石市においても、やはり給食センター内に震災時に使える釜等そういうものを準備し、なおかつ備蓄等についても検討されているようですので、そういうように、先ほども答弁で申し上げましたが、新学校給食センターを災害時の応急給食施設ということで位置づけて、そういう検討をさせていただいて、町の中においても、そういう位置づけとして給食センターを建設したらいいのではないかとということであれば、そういう内容で検討して、新学校給食センターの建設の計画の中で検討していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 先ほどというよりも、これまでに質問された方の町長答弁の中で、調理器具なども平成29年度でもう整備が完了になったということなので、あとは厨房機器のリース終了後という答弁が出ていたと思うんですけれども、やっぱりそれに合わせてになるのか、少しでも早目になるのか、その辺はこれから検討されると思うんですけれども、やはり少しでも早く、国からの補助が出るのは40年以降過ぎた建物に対して建てかえる場合におけるといことでしたので、あと3年ですか、今37年だったと思います。37年過ぎておりますので、その3年後ぐらいを見越して、そういう防災拠点の隣接ということで考えていただくよう、私からはそれを、防災拠点となる総合体育館、もし仮に建てられるようなことがあれば、そこに隣接して建設することを要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋たい子君） これにて10番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時25分再開といたします。

午後2時09分 休 憩

---

午後2時25分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

17番水戸義裕君、質問席において質問してください。

〔17番 水戸義裕君 登壇〕

○17番（水戸義裕君） 17番水戸義裕です。

きのう、帰ってからユーチューブを見ました。6時時点で、きのうの午後の分だけで166回の再生、けさで232回の再生ということで、きのうの午後の議会のやりとりを見ていただいたということになるかと思えます。どのように感じたかは私は知らないですけれども、そういうことで報告というか、ユーチューブの。

それでは質問に入ります。大綱3点あります。

まず、1点目。

**観光施策について。**

観光施策について伺います。

1) 全国的に、交流人口をふやして町の活性化をと言われ、観光施策が実施されています。本県はもちろん、県南地域でも観光だ、インバウンドだと施策を積極的に進めていますが、その道半ばであるとはいえ、その効果をどのように捉えていますか。

2) 本町の観光での集客力は、やはり船岡城址公園での花見が主になっています。しかし、船岡地区に訪れる観光客だけでは、町の地域経済への十分な波及効果を果たせていないのではと考えています。本町は、宿泊できる宿の数も少なく、買ってもらえる特産品の開発など、課題もさまざまあると思います。観光地だと考えるのであれば、本町は一つの通過点であり、日帰りの観光地であることを踏まえ、例えば桜まつりの開幕式を隣の大河原町との合同により1カ所で盛大に実施するなど、改めて考えることが重要だと思いますが、どうでしょうか。

2点目。

**町の災害対策について。**

町の災害対策について伺います。

1) これまで多くの議員が水害対策について同じような内容の質問をして、執行部からの答弁をもらってきました。しかし、局地的に冠水する場所は変わらず、その原因もはっきりしているにもかかわらず、まだまだ改善すべきことがあります。住民の安心・安全、財産の保護を担保するためには、災害が発生し、人命や財産が失われる前に、あらゆる手段を講じて改善を図るべきではないかと思いますが、どう考えますか。

2) 石巻市の大川小学校での悲劇ですが、津波の犠牲となり、児童74人と教職員10人が亡くなり、行方不明となりました。多くの尊い命が失われ、同じ子や孫を持つ親として人ごととは思えず、かわいそうでなりません。

振り返って、本町の小中学校の現状について伺います。

①対応のためのマニュアルを整備し、周知していますか。

②本町は、大部分が平たん地であり、水害が発生しやすい地形であることから、水害対策として訓練をしっかりと考えていますか。

③家庭との連絡方法、引き渡しなどの確認もしていますか。

④教師は、子どもの命を預かっているという大変重い責任がある立場です。教師に災害の専門的なことを担わせることは難しいのではないかとの新聞報道もありますが、教育委員会としてどう考えますか。

⑤多くの学校が地域の避難場所となっていますが、これまでの状況と今後の対応について伺います。

大綱3問目。

**今後の町の施策、インフラの整備等について。**

今後の町の施策、インフラの整備等について伺います。

1) 現時点では全然考えていないことかもしれませんが、今後重要となる役場新庁舎の建設場所によっては、供用開始後、人の流れ、車の流れなど町の形が変わっていくと思われませんが、現在の町長の率直な意見を伺います。

2) これは以前から私が考えていたことですが、船岡城址公園の一方通行化を考えられませんか。船岡城址公園の車の流れについては現在、町道館山2号線1本の路線での往復交通となっています。桜まつりの時期など、大型バスが通行する際は、普通車両は上下線とも一時的に通行どめになり、渋滞の原因になっています。そこで、この路線を一方通行にし、観光物産交流館前の駐車場から船岡城址公園西側の駐車場へおりの路線を新設してはどうでしょうか。

3) これも同じですが、太陽の村の活性化についてです。現在、船迫側から上る道路は住宅

街を通るため、拡張は不可能です。しかし、成田側から上る道路は延長2キロメートルぐらいで、道路幅も十分であり、大型バスも通行可能だと思います。その道路沿いに農産物直売所を設置し、槻木地区の農家の人たちの農産物を販売する機会をつくることはどうでしょうか。

船迫側の道路沿いには、山桜などを植え、頂上にも桜の木を植えれば、国道4号線を挟んで南北が桜の名所となり、花見客も分散されますし、見る箇所もふえると考えます。太陽の村の活性化は、将来の「さくらの柴田」を考えてもベストではないでしょうか。

また、太陽の村への路線計画については以前、議会に提案されたことがあります。

しかし、これらを実施するには、財政など総合的に考えて無理があることから、将来の構想として考えられないか伺います。

4) 現町政のハード事業は、北船岡町営住宅から始まり、今後は総合体育館、図書館、学校給食センター等の大型建物の新設がめじろ押しとなっています。建設時期が近ければ、更新あるいは改修などの時期も同じになり、また財政運営に苦勞する時が来るものと思います。古い建物の解体、建てかえなどが余り実施されていないのではないのでしょうか。

例えば、旧勤労青少年ホーム、船岡公民館、土手内の戸建ての町営住宅などについて、解体、建てかえをどうするのか、町の考えを伺います。

答弁はゆっくりとお願いいたします。メモをする関係上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1問目と2問目の前段、町長、2問目の後段、教育長、3問目、町長。

最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大変疲れておりますので、早口で読みたいというのがやまやまですが、くぎを刺されましたので、ゆっくりと答弁をさせていただきます。

1点目、観光施設の効果ですが、町では平成29年度、国の地方創生交付金事業を最大限に活用し、柴田町観光物産交流館「さくらの里」の増改築や山頂売店の建てかえ、また原田甲斐と柴田外記記念碑の移設や山頂周辺のバリアフリー園路の整備など、受け入れ環境の基盤整備を図りました。

あわせて、タイや台湾など国内外に向けプロモーション活動を積極的に展開してきました。さらに、ことしは町内の小中学生25名によるジュニアおもてなしボランティア活動などの効果もあり、ことしの桜まつりの観光客入り込み数は全体で25万3,000人となり、そのうち外国人観光客は5,020人余と過去最高を記録いたしました。

桜まつり22日間の経済効果については、さくらの里や山頂売店、さくらマルシェの売り上げ、そしてスロープカー、有料駐車場の料金等を合計すると約4,200万円になりました。特に、ここの3月に増築したさくらの里のコミュニティスペースには、桜まつり期間中、15団体から昼食の予約が入りました。

また、駅周辺のホテルへの外国人観光客の宿泊や、期間中、来場した外国人専用ツアーバス29台のうち、台湾人と韓国人のツアーバス2団体が会場近くの飲食店を予約して昼食をとるなど、徐々に町なかにも経済効果が及ぶようになってきております。

これからも引き続き仙南2市6町の自治体や関係団体と連携しながら、これまで以上の観光コンテンツの充実や広域観光周遊ルートの整備や積極的なプロモーション活動の展開など、国内外からの集客力を強化し、交流人口の底上げと経済効果を図りながら、地域の活性化を目指していきたいと考えております。

2点目、町では桜まつりを初めとした、花をテーマにしたイベントのほかに、柚子フェアやシクラメン展示即売会など、特産品をテーマにしたイベント、また里山ハイキングやフットパスなど、町の地形を活用した里山観光を、一年を通じて町内全域で資源を生かしながら事業を展開し、集客力の強化を図っております。

特産品の開発では、洋菓子の「北のゆず姫」や調味料の「雨乞の極」が既に販売されており、船岡地域以外でも、入間田雨乞地区では、柚子コショウや柚子七味など、ユズを加工した製品も販売されるようになりました。さらに、下名生地区では、くるみ味噌や柚子味噌、上川名地区では、どぶろくの販売が始まるなど、集落ビジネスの新たな芽も育っております。

特に、新たな動きとしては、入間田地区で古民家を活用し、都会の方々や外国人を対象としたアウトドアスポーツや里山の魅力と連携したグランピング、グラマラスキャンピングというんですが、グランピングが始まっております。これは、新たなスタイルの宿泊施設ということで、各地で取り組んでおります。宮城県では、恐らく柴田町が初めてだろうと思っております。

大河原町との連携については、平成28年度から、東北観光復興対策交付金を活用した一目千本桜ブランド化事業をきっかけに、桜まつりの開幕式の日を統一したり、両町の観光施設をめぐるスタンプラリーなどを実施し、相乗効果を図る取り組みを行っております。

観光振興の大きな目的は、国内外からの交流人口の拡大により、経済効果と地域の活性化を図ることです。議員ご提案のとおり、これからも町の観光資源を生かした事業や新たな取り組み、特産品の開発や販売を推進するとともに、大河原町と連携しながら、効果的な情報発信やプロモーション活動を展開していきたいと思っております。

2点目、町の災害対策でございます。

まず、1点目、本町は一級河川阿武隈川と白石川の合流地域に広がる地勢から、大雨時には両河川の水位上昇に伴う内水被害の発生が見られます。そのため、平成25年度から平成28年度にかけて船岡西二丁目地区、平成26年度から平成27年度に船岡南一丁目地区、平成26年度から平成28年度に槻木下町地区、これは槻木郵便局から飯淵歯医者さんまででございます。平成28年度から平成29年度にかけて、船岡字大住町地区で排水ポンプ設置など冠水被害対策を行い、被害の軽減に努めてまいりました。

おかげさまで、整備後は船岡南一丁目地区や船岡西二丁目地区では冠水被害の報告はございません。槻木市街地や船岡字大住地区では、一時的な道路冠水が発生した場合でも、水位低下のスピードが速まっていると、地域の声も届いていることから、一定の効果は確認できております。

また、平成29年度に実施した局地冠水対策マニュアル説明会でのご意見を受け、北船岡地区に側溝を布設し、雨水の流れ込みを分断する工事や、下名生字剣水地区では三名生堀の堤防かさ上げや排水ポンプ設置を行いました。本年度は昨年を引き続き、下名生字剣水地区に排水ポンプの増設や、槻木下町二丁目地区及び槻木下町三丁目地区に新たな排水ポンプ設置や側溝布設などを行うほか、平成27年度から行っている船岡字清住町地区、鷺沼排水区調整池工事については引き続き進めてまいります。

加えて、長年の要望事項でありました、阿武隈川下流河川改修事業、堤防の整備でございますが、本年度よりいよいよ国土交通省の直轄事業で工事が行われることになり、大変うれしく思っている次第でございます。

今後も、国や宮城県に対し、早期完成が図られるよう強く働きかけてまいります。

○議長（高橋たい子君） 2問目の後段、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 水戸義裕議員の大綱2問目の、本町の小中学校における災害対策についてお答えします。5点ございました。

1点目、災害対応のマニュアルの整備と周知についてです。

各学校においては、地震などの災害に対する災害対応のマニュアルを作成し、職員会議や校内研修などを通して、災害時における教職員の適切な対応の徹底を図っております。

災害対応のマニュアルには、想定される火災、地震、大雨、雷、竜巻などについて、個別に災害発生時の具体的な手順や対処法などを記載しております。

各学校では、それぞれの災害発生に備えた避難訓練を実施し、学校全体で防災意識を高めることができるように、授業時間を想定した訓練だけではなく、休み時間などさまざまな場面で実施することで、いつ災害が発生しても、児童生徒がみずから考え、安全に行動できる力を身につけることを目指して、訓練を実施しております。

また、教職員は想定される事態をもとに、災害対応のマニュアルに記載された事項を確認し、適切な対応が行えるよう取り組んでおります。

2点目、水害対策の訓練についてです。

学校によっては、水害対策の訓練として、保護者の協力を得ながら、引き渡し訓練や集団下校訓練を実施しております。洪水などを想定し、緊急事態に備え、避難場所を校庭ではなく、校舎の上の階への垂直避難を想定した訓練を実施しております。

また、今年度は東船岡小学校が国土交通省の河川災害などの防災教育のためのモデル校の指定を受け、水害発生メカニズムの学習や水害対策訓練など、防災教育の充実に取り組むことになっております。

3点目、家庭との連携についてです。

保護者への連絡方法としましては、緊急一斉メールや緊急連絡先への電話連絡を行い、集団下校訓練や引き渡し訓練を通して、対応について周知するとともに、保護者会などで災害時の学校の対応について説明を行い、意見交換をするなどして、保護者や地域の方々の知識や経験を取り込み、適正な避難が行えるように努めてまいります。

4点目、新聞報道についてです。

教育委員会としましては、現時点では、教職員への高度な防災対策の知識が求められることから、校内の連携はもとより、教育委員会として、各学校の安全担当主幹教諭や防災主任と連携を密にして、各学校の防災マニュアルの検討、改善を図るとともに、町の防災担当や関係課の協力もいただき、地域と連携した防災教育を推進し、児童生徒の大切な命を預かる学校が、さまざまな災害や事件、事故から児童生徒を守り抜くための日常の備えの整備に努めることができるよう、必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

5点目、避難場所としての学校についてです。

小中学校の体育館及びグラウンドが避難所及び避難場所となっておりますが、近年、小中学校を避難所として開設するような事態は発生しておりません。今後につきましても、避難が必要になった場合には、まずは自主防災組織が指定した集会所などが一時避難所として開設され、災害状況に応じて町が指定した避難所のうち、生涯学習センターなど6カ所が優先避難所とし

て開設されます。それでも避難者を収容し切れない場合には、小中学校の体育館などが避難所として開設されますので、学校では避難所運営マニュアルを作成し、協力体制の整備に努めております。

これからも、町の防災担当部局と学校の防災担当者が随時連携、協力することで、避難所としての防災機能の強化を一層推進してまいります。なお、優先避難所である各生涯学習センターにつきましては、和式トイレを洋式トイレにする改修工事を行い、避難者の生活環境の改善を図ってまいります。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、3問目。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱3問目でございます。町の施策、インフラの整備等でございます。

まず、1点目、新庁舎の関係でございます。

大きな構想でございます。現時点で新庁舎の具体的な計画はありませんので、お答えすることは難しいのですが、どの場所に建設するか、単独施設なのか、複合施設なのかによって、人の流れは大きく変わります。一般的には、新庁舎にあわせて、人や車の流れを初め、商店、事業所にも影響し、庁舎周辺を中心に新たな動線が生まれ、活性化するとも言われています。

建設する際には、柴田町の将来像を踏まえたまちづくりの拠点となる施設とすることが望ましいのではないかと考えております。

3町合併でも問題となったように、本庁舎の位置というものは大変、地域の発展や都市構造を大きく変えるものでございます。議員ご指摘のとおり、町の形を大きく変えてまいりますので、その際には大きな夢を描いて庁舎を建設してほしいと願っているところでございます。そのときには私はおりません。

2点目、しばた桜まつりの期間中、普通車両はしばたの郷土館前駐車場に駐車することになっています。町道館山2号線を通行して、柴田町観光物産交流館「さくらの里」前駐車場に駐車するのは大型バスや福祉車両、そしてシャトルバスのみとなっています。

大型バスが町道館山2号線を通行する際は、複数の交通誘導員により、車両同士が交差しないよう誘導を行っていますので、大型バスの通行が交通渋滞を招くということはないと考えております。

また、週末の交通渋滞と駐車場不足の対策として、船岡小学校やトッコン跡地を臨時駐車場にし、シャトルバスで花見客を送迎することにより、船岡城址公園方面への車両の進入を抑制しています。



なお、桜まつり以外の季節についても、大型バスの通行はあるものの、特段、通行に支障はなく、渋滞を招くこともございません。ご提案いただいた、柴田町観光物産交流館「さくらの里」前の駐車場から船岡城址公園西側駐車場へおりの路線の新設については、現場に行ってもらうとわかると思うんですが、現場が急斜面で、しかももともとそこは石切り場であったという地形上の問題から、路線の新設は難しいと考えております。

3点目、太陽の村の活性化です。

太陽の村については、太陽の村冒険遊び場整備事業でのふわふわドームやターザンロープなどの遊具設置、親子参加型イベントの開催、また太陽の村リノベーション事業での「らぼるの森」の開設による相乗効果により来訪者がふえてきております。

ご提案いただいた、町道成田30号線道での農産物直売所の設置についてですが、現在、太陽の村へのアクセスは、国道4号を経由した船迫ルートが中心で、自家用車の利用がほとんどです。また、村田インターチェンジからの来訪者や、バスを利用する場合は、成田側のルート案内しております。合宿、遠征、観光等によるバスの利用は年間二十数台程度とのことで、通行量の点からも、現段階では直売所への波及効果はそれほど高くないものと思われま

す。加えて現在、近隣集落に3カ所の直売所がありますが、これらについても、今後進められるほ場整備事業の中で再編の可能性もあること、来訪者がふえてきた太陽の村の売店での野菜、加工品の販売も計画していることから、まずはこの方向で検討させていただきたいと考えております。

2点目、町道船迫30号線沿道へ山桜を植えるご提案については、沿道に面する部分の多くが民有林であることから、所有者のご理解とご協力が必要となるなど、用地の確保や管理上の課題もあり、現時点では難しいものと思われま

す。一方、太陽の村は、柴田の四大桜の名所として、芝生広場を取り囲むように約400本の桜が植栽されており、町並みを見おろしながら、家族連れが静かに花見を楽しめる場所として、今後さらにPRに努めてまいります。

大型バスの安全な通行に欠かせない園路のアクセス道路のルート整備につきましては、今後の構想の中で検討をさせていただきたいと思いま

す。4点目、旧勤労青少年ホームは、公共施設等総合管理計画において、必要に応じて、施設のあり方や設備の更新などの方針を検討するとしております。現在、桜まつりやイルミネーション関係の資材の保管場所として、またシルバー人材センターの作業員の詰所として活用しておりますが、再利用するとなると、その費用は、屋根や内外壁、電気や機械設備などの改修のほか、

耐震補強を含め、概算で1億6,000万円にも及ぶと見込まれますので、今後解体する方向で検討を進めたいと考えています。

次に、船岡公民館ですが、昭和45年5月1日に開館し、ことしで開館49年になります。稼働日数から見た施設の全体稼働率は80%を超えており、地区住民にとってはなくてはならない施設となっておりますので、船岡公民館の建てかえ、長寿命化については、今後策定を予定している個別施設計画の中で、複合化なども含め検討してまいります。

また、土手内町営住宅については、柴田町公営住宅等長寿命化計画において、用途廃止をし、解体する計画としておりますが、現在の入居者から継続した入居希望が強く寄せられておりますので、当面はこのまま維持管理をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 水戸義裕君、再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それではお聞きします。

町民の方もそうだし、私もその1人ですが、いわゆる一目千本桜というと、大概が大河原町という表示になっているということは誰もがご存じのことです。今回も、同僚議員の質問に、町長は、できる限り目は通しているが、目は通せないのは残念ながらといったような答弁がありました。

それで、町長がよく言っている、いわゆる写真雑誌のベストファイブと。写真については、私も千桜橋のときに、議会で私が発言しました、観光誌だけではなくて、写真誌にも必ず出ると。要は、今まであったアングルから、展望台ができることからそういう話を私はしていましたが、全く変わったアングルから写真を撮れるということでは絶対、私を含めて下手な人からプロまで見に来るから、撮りに来るからということでは言いましたけれどもね。

それで、今、町長が、5位になった、5位になったとあちこちで……あちこちでというと、私がいるところでしか聞いたことがないんですが、ありました。この本なんですよ。この本に、「桜総選挙カウントダウン」ということで、こういうページであります。それで、第5位にここにあります。これは私、4月ぐらい、3月議会が終わってからすぐ本屋さんで買いました。見たときに、何だこれはと思いました。5位は5位でいいんですけども、「一目千本桜」と書いてあって、隣に「宮城県柴田郡大河原町」。アクセス、「JR大河原駅から徒歩5分。車の場合は……」と、この右側のところに小さく書いてあるんですけども、ところが、この映っている写真は全部、城址公園から撮った写真なんですよ。城址公園から撮った写真なのに、大河原駅から5分。とてもではないですけども、この桜歩道橋とかが映っているここまで大河原駅から5分なんて来られるわけがない。それで、私はメールをつくったんです、こ

の出版社に。こんなの写真と説明が違うよという。送ったつもりでいましたが、実はあのとき忙しくて、後で見たら送っていなかったんですが、これは全く違う話なんですよ。

そうなのかと思っていたんですが、さらに町長がよく言っている、宮城インバウンドDMOのホームページを見たら、ここにも「t o h o k u 3 6 5 . c o m」というところで写真発表をしているんです。県南13カ所のインスタ映えするというで紹介されて、このインスタ映えする写真の中で、トップはまず仙台空港なんです。2位が一目千本桜、括弧して大河原。ここにも大河原町と書いてある。DMOです。今、インバウンドで世話になっている団体ですけどもね。これで13カ所があります。3位が角田のスペースタワーということでね。それで、やっとスポットセブンということで、7カ所目で船岡城址公園、柴田ということで、写真入りで、夜間の写真も観音様も込めてやっています。

こういう状況が、実は一目千本桜というと、やはり我々は2町だとかなんとかと言っていますけれども、残念ながらそうはいかないんですね。今回、オープニングも1カ所で、大河原と柴田と、いわゆるエリアスタディーということになると思うんですが、うちだけではなくて、エリア都市ということで、桜まつりのオープンを2町合同でやったらどうですかということで質問したわけです。

町長、こういうふうに一目千本桜、大河原町という説明に関して、もうそろそろいいじゃないですか、これはどっちでもと私も思うんですが、どのように考えますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） この「デジタルカメラマガジン」。一番うれしかったことが、福島原発で避難した方が柴田町に来て、カメラ好きだったということで、町民からその冊子を朝早く我が家に持ってきて、これが5位になりましたと言ってくれたんですね。この方はもう柴田町の住民になってくれたんだなと改めて思ったところでございます。

私も本屋めぐりで、私のコースの中には写真集を見るルートがございます。その中で、必ず柴田町の一目千本桜が映っていないかどうか調べるんですが、今、議員ご指摘のように、大河原と書いてあるものがほとんどでございます。そのときは、悔しいという思いが、何で柴田町という思いがあります。でも、今回は大河原町と連携したことによってお金がもらえたという私なりの思惑がございますので、そう目くじらを立てる必要はないかなということと、東北観光復興対策交付金をもらったことによって、大河原の町民、業者の方々から、柴田町のおかげで私たちが潤っているんですと、そういうお言葉をいただきましたので、ことしの書いていないものについては悔しいけれども、実質、実をとったということで、安心をしております。こ

れからは、やっぱり一目千本桜については、大河原町と柴田町ということでございます。

それで、1回でというお話、これは確かに有効なんですけど、よくよく今回のテレビの動向を見ますと、分かれていたほうがマスコミに取り上げられる回数がダブルが多かったのではないかなと思っております。大河原町は大河原町で相当、全国放送がありました。おかげさまで、柴田町もありまして、ですからおおがわら桜まつりと、しばた桜まつりが同時並行でやっていったほうが、各放送局では取り上げる回数が1.5倍ぐらいになるのではないかなと。1つでアピールして効果と、ばらばらでも効果が意外とあるんだということでございますので、ただ名前だけは柴田町が入るように徹底をしたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） そうですね。エリアでは1つということでも、オープニングを2回やれば、それはそれぞれその町、その町でテレビに載る。言うならば、金をかけないでコマーシャルをするということになるわけであって、これほど有利なPR方法はないということになりますかね。ということではそうですね。ただ、やっぱり悔しいということは私も同感ですので、それはさておいて、いいでしょうということで。

それで、どうなんですかね。インバウンドに対してという質問になりますけれども、二千何人ですか、本町に外国人が訪れたということではありますが、このインバウンドに対して、町内の、言ったら銀座通りでもいいですけども、商店街とか、それからそれに付随した関係各位というか、そういった方々に対しての、インバウンドについてどうですかというようなアンケートとか、ヒアリングとかはしたことがありますかどうか、お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 特に今、桜まつりについては、おもてなし協力店というものを設置しまして、外国人もそうなんですけれども、国内から来た観光客の方についても、おもてなしをしていきたいと思いますということで、協力していただいているお店が9店ほどございます。ただ、今回この9店のうち、観光物産協会の方にちょっと聞いて回ってもらったんですけども、結果、9店のうち8店に外国人が立ち寄ってくれたと。1店については、文房具屋さんだったので、直接、外国人は関係ないのかなと思ったところです。

そういった意味では、外国人が間違いなくこの商店街も歩いているということが実感できるような桜まつりではなかったのかなと思っております。

なお、外国人の数なんですけれども、5,000人を超えたということで発表させていただいております。以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 失礼しました。五千二百何人と言ったんですかね。

そうすると、おおむねそれは反応としては良好と捉えてよろしいということですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） ここやはり二、三年のうちに、年々、外国人観光客がやっぱりふえておりまして、あるお店では、やはりお店の商品、だんごなんですけれども、例えばだんごとかなんかを英語訳にして商品を紹介できるようにしたりとか、いろいろ外国人に対応したお店というものが少しずつやっぱりふえているということで、そういう意味でも、お店の方も意識が変わってきているのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） その外国のお客さんたちの滞在時間、バスで来ることがほとんどだとは思いますが、滞在時間というものは平均して何時間ぐらいになるんですか。半日ぐらいになるんですか。その辺をお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 外国人観光客がいらっしゃるの二通り、大きく分けてありまして、1つはやっぱり大型バスでやってくるというパターンになります。その大型バスでやってくる方については、やはり時間が決められておりますので、次の目的地まで行くというようなことになりますので、大体1時間前後の周遊時間ということで限られております。

ただ、「FIT」という個人観光客の方につきましては、直接、船岡駅から、電車で来まして、町なかを歩く、もしくはタクシーに乗って、船岡城址公園のさくらの里前まで来て、そこから船岡城址公園、そして千桜橋を渡って千桜公園まで歩いて、めぐってくるというような流れ、そして最終的にまた船岡駅に戻るということになりますので、最低半日の滞在時間にはなりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） バスで来る方は、いわゆるツアーということになると当然、次の。まさにここは日帰りの観光客を迎える町だということになると、まあそうでしょう。

個人的に来る方は多分、「ジャパン・レール・パス」というんですか、あれで有利に鉄道を使って、日本でいくと、ゴールデンルートというものがあるって、東京から箱根を通過して、富士山を見て京都に行くというゴールデンルートがある。

ところが、東北というのが、それではどれぐらい外人さんたちが認識しているかということ

で、私も調べてみたんですが、ちょっと古いかと思うんですが、人口に占めるという、東北の認知度でいくと、ほぼ、2014年の東北経済ミニレポートという、2014年12月に出したものと比べると、東北の認知度はわずか11%、北海道は65%と。著しく低いとなっているんですね。その中で、そういった意味では、その低い中でも、我が町は桜で売り出し中というか、売っているということでは、やはりこの11%の中でも、その中の50%ぐらいはうちの町に来て桜を見てくださいといきたいなと思うんですが、それもなかなか難しいかなとは思いますが、いずれふやしていかななくてはならない。

ただ、どうなんでしょうかね。交流人口、交流人口と町長はよく言っている。この交流人口ということになると、我々は、経済活動ということになると、まずは生産し、消費し、それから納税するという、この3つの活動を生きている間やっていかななくてはならないんですね。生産は年をとればできなくなるかもしれないけれども、税金は払わなくてはいけない。それで、間違いなく柴田町でも人口は減るわけで、そんな中でも、いわゆる町の所得を上げるといった意味では、もちろん国内人口、国内の交流者もそうなんですが、プラス、外国人もやっぱりふやさなくてはいけないと思う。ということでは、交流人口をふやさなくてはいけないという理由がそこにあるのかなと。

ただ、問題はやはり、さっきも言いましたように、特産品がもっと……隣の町の何とかの月というようなヒット商品が生まれるかどうかはなかなか難しいところだと思うんですが、やはりこの点について現状どのような……今の町長の答弁はそうなんですが、そのほかに、もっと具体的になっているとか、今、仕込み中ですみたいなことはありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 特産品開発ということでは、先ほど町長答弁にあったとおり、今現在、洋菓子の「北のゆず姫」から始まりまして、調味料としての「雨乞の極」というものが既に販売されていると。そのほかにも、各地区で農家ビジネスといいますか、各集落で、例えば上川名のどぶろくの販売が始まっておりますし、また議員のお膝元のほうでは柚子味噌とか、くるみ味噌ですか、そういったものもありますので、そういったものを集めることによって、船岡城址公園、柴田町に来たお客さんたちの目にとまっていくとも思いますので。それがばらばらに販売していたのでは、やっぱり柴田の特産品ということがわからずに帰ってしまいますので、そういったものを集めながら、お客さんの目に行き渡るような、これから商品の扱いというものをしていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） いつも時間ぎりぎりなので。

それでは、インバウンドと対照的にということ、アウトバウンドという、町長、そうですね。いわゆる、出ていくという。

この中で、ことし、小中学生の英語でのおもてなしということでは実施したということがあるんですが、そこで私がそれを聞いたときに思ったことは、アウトバウンドということになると、小中学生が夏休みの間にでも国際交流ということで、言ったらアメリカシアトルあたりですけれども、以前たしかやっていたはずなんですよね、2年間ぐらい、柴田町は。ただ、個人負担が大きいということでやめたという答弁がありました。そういうことは考えていって、やはりグローバル化といわれる国際感覚を身につけると。そして、その上で英語を学ぶということもありかなと思うんですが、そういった意味で、教育長、どのように考えますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 他の町等でも現在行っておって、情報をいただくと、希望校を縮小したりとか、いわゆる保護者からの負担を増にして継続したりというような、いろいろな課題があって、課題を乗り越えながら頑張っていらっしゃるなどというお話を伺います。

我が町でも以前に行われていたというような実績もございます。その辺をひもといてみて、どうしてなくなったのか、動向を検討してみたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 以上の質問を町長にもお尋ねしたいと思いますが、どのように考えるか、町長、お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 国際交流、アウトバウンドというものは、これからのインバウンドを進める上でも大変大事だと思っております。ただ、学校ということになりますと、今、学校はさまざまな課題を抱えておりますので、やっぱり教育委員会で、まずは今やっているインバウンドへの、おもてなしでの英語ということで、子どもたちを盛り上げて、シビックプライドを育てていくと。意欲が湧けば、次の展開として、一度、柴田町はやりましたけれども、海外への派遣ということも改めて考える必要があるのかなと思っております。

とにかく、学校の中で子どもたちを集めて派遣するというのは一時期ブームになったんですが、なかなか難しい面があるようなので。先ほど教育長も言ったように、その辺を分析してもらって、もし可能であれば派遣を復活するということが可能だと思いますが、まずはインバウンドで、うちの子どもたちが英語でというものは多分、宮城県で初めてだと思います。ですか

ら、これを育てていきたいなと思います。

○議長（高橋たい子君） 補足。教育長。

○教育長（船迫邦則君） アウトバウンドではないのですが、柴田小学校で今やっていることは、台湾の小学校との手紙による文通というものをやっているんです。やはりそういったことも一つの外国とのつながり、そして英語を学ぶという意欲づけにつながるのではないかなと思っておりますので、台湾以外に、仙台大学の海外からの留学生さんもおりますし、いろいろな国との連携というものが、そういう文通ということでできないかどうかということも、これから考えていきたいなと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。今の質問は、たしか平成24年9月ぐらいの議会の際に、国際交流ということで質問しました。当時の答弁は、財政的にもというようなことで、ただこれから話し合いは続けていくといったような町長答弁でありました。

今回、やっぱりこれをもう一回聞かなくてはならないなと思って、ずっと思っていたんですが、ただそういった意味では、教育長の言ったとおり、やはり日本も昔から読み書きそろばんと。ただしゃべるだけではなくて、やっぱり書けないのではだめだということになると、教育長の言うとおりに、書くほうも一緒にやるということではね。そろばんは今、電子計算機がありますからどこでもできますけれども。そういったことで、非常に大事かなと思います。

ぜひ、そういったことも前向きに考えて、しゃべるだけではなくて、書くこともできるような英語教育ということでやっていければ、それこそ無敵の柴田町の子どもたちとなるのかなと思います。

それで、おもてなしということになると、町としては、いわゆる時間が限られているということではあるんですが、今やもう外国のどこでも桜があって、花見はできるという状況になっていることは皆さんご存じだと思うんですが、ただ花見の仕方が日本とは違う。外国は、ただ通過するだけ。日本は、そこに座って料理を食べ、酒を飲んで、ただマナーはよく、今、問題になっている、外国人、中国とか……そういうふうにはいけないかな。外国から来る方が花を折ったりなんだりということで問題になっているということから、それで、うちのおもてなし方ということでは、先ほど課長に聞きました、何時間かということですけども、おもてなしの方法ということで、特にやっていることはあるんですか。ただ見るだけだということなのかどうかということ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。



○商工観光課長（斎藤英泰君） せっかく日本に外国人の方に来ていただいていますので、やはり日本の文化に触れてもらおうということで、例えばお茶、抹茶ですね、そういったものを郷土館で、桜まつり期間中、お茶会を開催しております、特に外国人の方が来たときには、無料でお茶を楽しめますよというような無料券を観光案内所で配布したりとか、もしくは外国人専用のスタンプラリーをつくったりなんかしながら、どのような経路で、例えば大河原駅から一目千本桜沿いを歩いてきて、千桜橋を越えて船岡城址公園に来るのか、あるいは船岡駅でおりて、大河原町のほうに歩いていくのか。そういったルートを確認するという意味での、外国人に合わせたスタンプラリーなんかもやっております。

ですから今後、外国人に日本の文化に触れてもらえるようなものとして、いろいろな滞在コンテンツというものを考えていきたいなと思っております。

また、そのほかに、さくらマルシェのところで、日本文化の、餅つきとか、あとおみこしと一緒に体験してもらったということも、今回の桜まつりでのイベントの中の一つに入っております。以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 大変、やはり日本に来たからには、日本を経験しなくてはならないということではいいことかなと。さらに進めていければ、観光客にもっと時間があれば、日本式の、例えばお茶会ですか、まさにそういったことから、あとは、まさに地元の人と一緒に酒を酌み交わすなんていうことも、恐らく将来的にはできるようになればなと思います。

それで、外人さんのおもてなしということになると、受け入れの態勢ということになると、駅からでも、バス中でも、城址公園でも、ピクトグラムというものは設置してあるんですかね。ピクトグラムとはご存じですか。これについて設置してあるかどうかということでお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 外国人が、まず船岡駅において、船岡城址公園にまず向かうときに、歩いていく方もいるんですけども、やはりタクシーとかそういう乗り物を使って来る方もおります。ですから、ピクトグラム、タクシー乗り場に設置しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） タクシー乗り場だけですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 失礼いたしました。そのほかに、トイレとか、そういったもの

も案内できるように……（「それは城址公園に」の声あり）船岡城址公園内にです。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。やはりそういうふうにしないと、トイレがどこにあるのかわからないという状況になります。

それで、英会話という、さっき話をしましたけれども、指さし会話シートというものがあるんですね、調べてみたら、おもしろいものが出てくるんですけども、こういうものの、いわゆる設置してあるというか、置いてあるということはありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今はまず、小中学生の子どもたちの観光案内もそうなんですけれども、観光案内所に、とりあえず英会話ができる方を船岡駅と船岡城址公園のさくらの里前に配置いたしまして、その中で直接、英会話の中で案内できるような体制はとっております。

ただ、指さし会話シートというものを、いろいろやり方があるかと思うんですけども、先ほどのお話をさせていただいた中で、あるだんご屋さんなんですけれども、わかりやすいような、英語で案内できるようなシート、これはごまだんごです、これは小豆が入っていますとか、そういう内容がわかるようなシートをつくりまして、外国人の方に案内をして買ってもらったという実例もございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 大変、指さし会話シートというものは、多言語会話シールということであるんだということなので、これはぜひ備えておけば、店の方も、そんなわからない、例えばこれこれという感じでシートを出せばわかるといったことで。

それと、インバウンドについてなんです、いわゆる台湾に昨年ですか、町長も行ったんですか、課長も行ったんですか、台湾には。そういうことでは、インフルエンサーというのは頼りにしているというか、実際活用しているということはあるんですかね。インフルエンザではないです。インフルエンサー。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 昨年は私、実は台湾に行かせていただきまして、プロモーションをさせていただいております。

インフルエンサーということで、やはり特に有名な方を招聘しまして、台湾あるいはタイの有名な方。といっても、なかなか予算の関係もありますので、今回、東北観光復興交付金をうまく活用させていただきながら、ユーチューブですね、いわゆるユーチューバーをこちらの柴

田町にお招きいたしまして、柴田の桜まつりの楽しみ方、柴田町のPR、当然トップセールスということで町長にも出てもらったビデオ、ユーチューブも動画としてアップされますので。今現在まだ、台湾の方のユーチューバーは上がっていますが、間もなく今度、ことしの4月に撮影いたしました、タイから来ていただいたユーチューバーがアップするようになりますので、そういった形で、ユーチューバーでも有名な方、特に今回タイから来ていただいた方については、ちょうどタイの旅行社も知っている方でして、一緒に記念撮影してくださいと、撮影している間にですね。そういう、それだけ知名度のある方を案内して進めております。以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） インフルエンサーというのは、SNSやブログなどで影響を与える人物を、いわゆるPR、コマーシャルになってもらって、その国、その地域の人に、柴田町はと売り出してもらおうということになる。そういうインフルエンサーマーケティングというものがあるんだそうですけれどもね。ただ、こうなると、それなりの経費もかかるということで、なかなか難しいのかなと思いますが、その走りのことでもやっているということでは大変結構なことだなと思います。

できれば、将来はもうちょっと大物にインフルエンサーとして活躍してもらえるような日が来れば、さらに町にも経済効果も潤すと思います。

今、インバウンドという世界でも、単なる、いわゆる有名になった爆買いの「モノ消費」から、今は「コト消費」ということで、そのサービスや体験といった付加価値のある消費行動ということで、実際に体験するという「コト消費」に既に移っているということです。

そうすると、柴田町に来た外国の方に何をしてもらおうかということと、滞在時間が当然影響するので、なかなか難しいと思います。そして、仮にそれができれば、それから「旅ナカ」「旅アト」ということで、いろいろプロモーションできる手だてがあるんですね。特に、「旅アト」というのが、行ってきたということの思い出に火をつけるように、もう一回来てみたくなるといった広報活動というか、来た人に、柴田町よかったでしょうみたいな手紙なりなんなり出すといったようなことが、今やらないと、もうリピーターにはなり得ないんだという世界の潮流になっているらしいですけれども。

そういった意味で、バスで来るといっても、やはり来る人は来るので、そういった意味の「旅アト」プロモーションということで、旅行後に柴田町を思い出してもらって、来てもらってありがとうねと、また来てくださいねといったようなことの活動というものをしているかど

うか。これからするつもりかどうかも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） やはり「コト」の消費ということで、今、議員提案のあったとおり、体験したことというのが一つの思い出になり、そして戻ったときに、そういった話をまたお土産話として、祖国に戻ったときに話になるのかなと思います。

今、考えているものとしては、具体的に挙げますと、先ほど言いました、お茶の体験ですとか、あと郷土館が中心になるわけなんですけれども、とんぼ玉とか、そういう日本の古来の伝統文化というものを体験してもらおう。場合によっては、日本の着物を着てもらって、自分でスマホとかなんかで写真に撮ってもらって、それを友達、家族に送って、柴田町で着物を体験して、桜を楽しんだんだよというようなことも、かなりプロモーションの一環として効果があるのかなと思いますので、いろいろな手段を使ってプロモーション活動をしていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 個人的に、メールアドレスぐらいであれば聞けるし、多分話してくれるかもしれないけれども、住所まで教えてくれるとなるとなかなか難しいから、絵はがきを送ろうかなんていっても無理なことかもしれませんが、今は、来たところでWi-Fiで、そこでスマホで撮って、それを発信するといった、そういう時代なので。ただ、その中でも、帰ってから柴田町をもう一回思い出して、また来てくださいよみたいな活動はやっぱりしていかないと、特に今、生き馬の目を抜くインバウンドの世界ですから、いち早くここから抜け出して、柴田町が優位に立つような策もやはり考えていかななくてはいけないということでは、難しいけれども期待されると。東北が特に認知度も低いところにあってはね。桜も全国各地にあって、東北でやっぱり一番というのは、インバウンドで調べてみたら、やはりこの本にもありますけれども、弘前城ですからね、桜は。柴田町というのは5番目です、その前にある。

そういったことでは、ただ、これからのフォローをやっぱりしていかないと、5,000人いきました、何千人いきましたなんて言っている場合ではなくなるかもしれないので、ひとつよろしくお聞きしたいと思います。

では、次に移ります。災害対策なんですけど、前もお聞きしました、学校での防災教育ということでは、その後どのようにになっているか詳しくというか、できればお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 学校での防災教育に関しましては、安全教育の一環として、それ

ぞれ学校の中で、総合学習の時間とかを使って学習している状況になります。昨年、平成27年から28、29年と国の委託事業に取り組んでまいりましたが、ことしは東船岡小学校が国土交通省の事業で、モデル校ということの指定を受けて、実際に今度は河川災害ということでの教育に取り組むということになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。ぜひ、やはり子どもは宝だと言いながら、子どもに金をかけないということはあるまいだろうと思うし、教育は当然ですけれどもね。

そんな中で、つい何日か前、新聞を見たら、ヤフーが3月に防災に関する知識を問う、全国統一防災模試というものを実施したと。その中では、宮城がトップだったと報道されています。人口当たりの参加率は、宮城県が最も高い0.68%と。次いで東京だと。人口が宮城県の5倍もある東京よりも参加率が高かったということになります。

そんな中で、こういうふうなことを、そういうふうに専門的にやっている模試……模試をやるかどうかは別にしても、やはりこの辺の教育の中でも、ただ詰め込み方式みたいではなくて、じゃあここをどうするんだ、こうするんだと。それから、図上演習というか、災害マップ、子どもたちは既に経験していますが、ただ毎年、毎年というか、6年1回ずつは子どもたちが入れかわりますので、このときはやったけれども、このときはやっていないということになると、それを知らない子どもたちも出てくるということでは、毎年か2年おきかぐらいにやらなくてはいけないだろうと。

そんな形で、こういった試験のようなことをやる考えがあるかどうかお聞きしたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 学校の現場においては、そういう学習の中で、試験等ということがありますが、やはりまず学校の中で今、行われているものが避難訓練等、定型的な避難訓練だけではなく、休み時間、そういうものにおいて、やはり実際に子どもたちが災害に遭わないということでの行動を伴った避難訓練というものを重点的に行っておりますので、教育においても、自分の命を自分で守るということで、そういうところに重点を置いて今、安全教育というものは行われております。そして、その試験ということも見せていただいたんですが、そちらに関しては今後検討させていただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それで、大川小の場合というか、新聞報道によると、教師に防災の専門

的なことまで担わせるのはという1行というか、一部ありました。先生方には、日本教師教育学会というものがあるんですね。ここでも、やはり特別課題研究ということで、「防災・学校安全と教師教育」ということで、6月10日に武蔵大学であります。ということがあったんですが、こういった教師の教育ということで、改めて災害についてレクチャーしていただくと。それが子どもたちに還元されるといったような、そういったようなことを考えてもいいのかなと思って、いろいろ調べているうちに出てきたんです、この学会というものは教師を教育する学会だそうですね。

それについて今後、この学会に参加しているかどうかはわかりませんが、行けるかどうかということも、そういったことをどのように今後考えるかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） そういう学会が、ちょっと初めてお聞きしたんですが、学校においては安全担当主幹教諭と、柴田町にも2人おられます。やはり、この自己性を伴って、そういう防災教育ということを推進していく担当にはなるわけですが、その安全担当主幹教諭を中心として、柴田町においては、各学校の防災主任等で、今回も災害マニュアルの見直し等も行ってまいりますので、そういうことで、そういう教師を中心として、そういう災害に対する意識を高めていくということをまず最初に実践していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 今回も、この議会でも災害についての質問がありました。ただ……ただというと、私の感想を申し上げるといって、総務課長が答えているという。去年までは危機管理監が直接に、こうした、ああしたとあったんですねけれども、ことしから防災マネージャーということで、残念ながらこの場にはいないんですが、答弁をいただくときに、又聞きというか、総務課長が答えるということではなくて、防災マネージャーに直接答えてもらったほうが何か歯切れがいいなんて考えたりもしたんですが、これは今後検討していただけるかどうか。だめなのかどうかということで、ちょっとお聞きしたいと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 地域防災マネージャーなんですが、県とか仙台市のように専門職でお願いしているのであれば、自分の経験から即、議会への対応は可能なんですが、残念ながら、こういう小さな自治体では、地域防災マネージャーだけの仕事をしているわけではなくて、区長会とか、行政の部分もやらなければならないということがございます。いろんな地域防災マネージャー、県とか市町村にいて、昨日、桜場議員だったか、誰かから連携しているのかという

お話があったときに、出るのは、やっぱり本来でない仕事を、急に議会で答弁しろと言われても、なかなか行政経験がないものですから、それは大変だという状況でございます。

ですから、地域防災マネージャーも、柴田町の行政については全くの1年生なものですから、それについては私と総務課長で答えさせていただいて、ある程度、別な分の行政も、議会の皆さんに的確に答えられるように育ててまいりたいと思います。その点までは、しっかりと防災マネージャーから総務課長と私が聞いて、議会では答えるようにしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） よろしくお願ひしたいと思います。

やはり人づてに答えを聞くというのは、何となく消化不良というか、かゆいところに手が届かないといった感覚があるものですから、そのように思ってお聞きしました。今後に期待したいと思いますし、忙しいでしょうけれどもね。

それから、次に移りますが、一番最後になります。古い建物、新しい建物ということでは、公共施設マネジメントということで、よく町長は、同僚議員の中でも、こういうことになるから、このことは地元を持って帰って、言ってくださいといったようなことが今までも何回かありましたが、これを町民に納得してもらえるというか、住民説明会、こういうものを何回やったんでしょうか。公共施設のマネジメントの計画の説明会を何回やっていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 住民懇談会を行っていきまして、合わせて2回ほどやっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。（「済みません。今、何回と言ったんですかね」の声あり）2回。再質問ありますか。

○17番（水戸義裕君） 時間がないので、これで終わりにします。済みません。どうもありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これにて17番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時39分 休憩

---

午後3時39分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

---

### 日程第3 選挙第1号 柴田町選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（高橋たい子君） 日程第3、選挙第1号柴田町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

柴田町選挙管理委員及び同補充員は、本年6月26日をもって4年の任期満了となります。

この件に関し、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、議会運営基準39により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、指名推選と決しました。

お諮りいたします。指名については、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名推選と決しました。

指名に当たり、名簿を配付いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時42分 休 憩

---

午後3時43分 再 開

○議長（高橋たい子君） 配付漏れはありませんか。

再開いたします。

それでは指名を行います。

選挙管理委員に、手代木文夫さん、村田健一郎さん、豊川光雄さん、五十嵐眞祐美さん。

同補充員に、馬場敏雄さん、尾池陽子さん、小林清さん、大沼あけみさん。

お諮りいたします。ただいま指名の方々を選挙管理委員及び同補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、選挙管理委員には、手代木文夫さん、村田健一郎さん、豊川光雄さん、五十嵐眞祐美さん、以上の方々が当選されました。

同補充員には、馬場敏雄さん、尾池陽子さん、小林清さん、大沼あけみさん、以上の方々が当選されました。



任期はいずれも平成30年6月27日から平成34年6月26日までの4年間であります。

なお、補充員が選挙管理委員に繰り上がる際には、補欠の順序が必要となります。

お諮りいたします。補充員の補欠の順序は、ただいま指名いたしました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、補充員の補欠の順序は議長が指名した順序と決しました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時45分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年6月6日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 15番 舟 山 彰

署名議員 16番 白 内 恵美子

